

番号	該当箇所	質問	回答
1	公募占用指針 第2章(1)2)	<2024年2月2日公募説明会質問> 青森県沖日本海南側では系統が2つ確保されている。将来的に事業者として選定された場合のFIP認定における発電設備のIDとしては2つ系統を使うとしても、1つの設備IDになるという理解でよいか。	FIP認定については、同一の促進区域内で事業が実施されることから、基本的には1つの設備IDで認定が取得されることを想定しています。
2	公募占用指針 第2章(1)2)	青森県沖日本海(南側)において、確保されている系統は480MWと120MWと記載されており、120MWは内訳60MW+60MWとなっているが、これら2つ(ないし3つ)の系統へ連系するとして、発電所のIDは1つのIDとして管理され、工事計画届出も1つに取り纏めての提出は可能ですか。または、個別の連系ごとに別々のIDを設けて、発電所を個別として管理する方向となるのですか。	FIP認定については、同一の促進区域内で事業が実施されることから、基本的には1つの設備IDで認定が取得されることを想定しています。 工事計画届出についても、電気事業法の規定を満たせば1つにまとめることが可能と考えます。
3	公募占用指針 第2章(1)2)	青森県沖日本海(南側)において、確保されている系統は480MWと120MWと記載されており、120MWは内訳60MW+60MWとなっているが、こちらは分割しての継承は認められないとの説明であったが、120MWを継承し内60MWのみを使用する場合、使用しない60MW系統については募集プロセスの違反事項となり、違約金が発生するだけでなく、送配電事業者へ不要な工事の実施を強いる為、必要な系統のみの継承を承諾いただきたい。	同一の系統提供事業者から提供されている2本の系統のうち片方だけを承継することは、系統提供事業者の不利益につながるため認めていません。
4	公募占用指針 第2章(3)2)	FIP制度への移行後は発電事業者はインバランスコストを操業期間において常に負うこととなると理解している。一方、プレミアム交付の前提の参照価格算定の一要素としてのbalancingコストは、再生可能エネルギーの安定した導入のためのインセンティブとして制度設計されているものであり、先述の発電事業者によるインバランスコスト負担の軽減が目的と認識している。よって、プレミアム算出時に当月の参照価格と非化石価値を差し引いた時点で基準価格以上の金額となったとしても、発電事業者の経済的負担を事業期間において軽減するという目的に沿って、balancingコストについては制度上認められる金額は常にプレミアムとして交付されるという点を改めて再確認させていただきたい。	ご理解のとおりです。
5	公募占用指針 第2章(3)3)	選定事業者は「FIP制度を適用する」こととされていますが、その海洋再生可能エネルギー発電設備において発電された電気の全部又は一部について、以下の方法により使用しない供給をすることは、今回の公募占用指針の下において制度上許容されていますでしょうか。選定事業者はFIP認定を取得した上で、基本的に「市場取引等」(再エネ特措法2条の2第1項、再エネ海域利用法2条4項)を通じて収入を得ることが想定されているとの理解ですが、地域貢献や系統混雑緩和の観点から多様な取組みが検討され得るところであり、いかなる工夫が今回の公募において再エネ特措法・再エネ海域利用法との関係で制度上許容されているのか前提を確認したく質問させていただきました(なお、発電された電気の一部について下記各方法により使用しない供給をする際には、当該部分を「市場取引等」により供給される部分と区分して計量を行うことができるものとの想定です。) (1) 発電された電気の全部又は一部について、陸上変電設備の設置場所等に①蓄電池を設置して充・放電(系統側への放電)を行うこと、②水素製造設備を設置してこれに使用すること又は③その他の需要設備を設置して電力を使用しない供給すること。 (2) 発電された電気の全部又は一部について、自営線を通じて他の場所に供給すること(なお、その場合、蓄電設備への供給であるのか、水素製造設備への供給であるのか、それともその他の需要設備への供給であるのかによって結論に違いはありますでしょうか。) (3) 発電された電気の全部又は一部について、いわゆる「組合」型以外の自己託送の方法で、他の場所(1需要場所)における自己又は電気事業法2条1項5号ロにいう「密接な関係を有する者」の設備に供給すること(なお、その場合、蓄電設備への供給であるのか、水素製造設備への供給であるのか、それともその他の需要設備への供給であるのかによって結論に違いはありますでしょうか。) (4) 発電された電気の一部について、いわゆる「組合」型の自己託送の方法で、他の場所(1需要場所)における電気事業法2条1項5号ロにいう「密接な関係を有する者」の設備に供給すること(なお、その場合、蓄電設備への供給であるのか、水素製造設備への供給であるのか、それともその他の需要設備への供給であるのかによって結論に違いはありますでしょうか。)	大前提として、再エネ海域利用法に基づき、本公募では「海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定事業者として選定する」としており、また「海洋再生可能エネルギー発電事業」は再エネ海域利用法第2条第4項のとおり、海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した電気を市場取引等により供給、又は特定契約により電気事業者に対して供給する事業を指します。加えて、再エネ海域利用法の基本方針においては、法の目的として「再生可能エネルギーの長期的かつ安定的な主力電源化」を掲げ、かつ促進区域指定の要件として「海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること」を定めています。 以上を踏まえ、本公募事業では、発電する電気の大半を海洋再生可能エネルギー発電事業として供給する事業者を選定することを前提としています。他方、地域共生策や系統混雑緩和の観点から、発電する電気の一部を蓄電池や水素製造装置等に活用することを妨げるものではありません。最終的には計画の詳細を確認する必要はありませんが、ご質問の手法についての現時点の制度上の見解は以下のとおりです。 (1)、(2)について、プレミアムの交付対象となる電力量が適切に計量される限りにおいて可能です。 (3)、(4)について、FIP認定設備の発電分について、自己託送を活用した供給を実施することは、「組合型」であるか否かにかかわらず不可です。

番号	該当箇所	質問	回答
6	公募占用指針 第2章(3)3)	青森県沖日本海(南側)においては系統が3本あるため、それぞれの系統にて運転開始日(海洋再生可能エネルギー発電設備により特定契約に基づき再生可能エネルギーの供給を開始する日)を設定してもよいという理解でよいか。 2021年12月のパブコメ35番にて、系統毎に事業の実施時期(運転開始予定日)を設定・記載できるとあるため問題ないという理解である。  一方、事業計画の迅速性の判断をするための運転開始時期は複数系統があったとしても運転開始日が一番遅い系統に紐づき判断されるという理解でよいか。	迅速性評価に当たっては、運転開始予定日が複数ある場合は、最も遅い日を基準とします。
7	公募占用指針 第2章(5)2)	パブコメ#752に関連するが、「休業補償について、これまでの実績等から必要と推定される金額を計上し計画を作成ください。」との回答に関して、同補償金額の推定額を以て評価上差をつけたい認識でよろしいか。尚、同休業補償金に関わる考え方を別紙14にて明示する必要があるのか。	合理的な推定額が算出され収支計画に織り込まれている場合は、金額の差のみをもって評価に差はつきません。
8	公募占用指針 第3章(1)	「青森港(中略)の利用については、事業評価に係る所定の手続きを経た後、予算措置されることが前提となる。予算措置がなされない場合には「青森県沖日本海(南側)」(中略)の促進区域と一体的に利用できる港湾について変更する場合がある」との記載がありますが、青森港に係る「所定の手続き」の①具体的内容、②現下の状況、並びに③予算措置がなされる時期についてご教示ください。	①学識経験者等の意見を聴取するなど、国土交通省所管公共事業の新規採択時評価事業評価の実施要領に定められた手続きを指します。 ②③2024年4月1日時点で、青森港及び酒田港における洋上風力発電設備の効率的な輸送・建設を可能とするための岸壁整備、地耐力強化等を行う令和6年度新規事業の採択、及び所要の予算措置がなされております。
9	公募占用指針 第3章(1)	「酒田港の利用については、事業評価に係る所定の手続きを経た後、予算措置されることが前提となる。予算措置がなされない場合には(中略)「山形県遊佐町沖」の促進区域と一体的に利用できる港湾について変更する場合がある」との記載がありますが、酒田港に係る「所定の手続き」の①具体的内容、②現下の状況、並びに③予算措置がなされる時期についてご教示ください。	8番の回答をご覧ください。
10	公募占用指針 第3章(1)	(注) 青森港及び酒田港の利用については、事業評価に係る所定の手続きを経た後、予算措置されることが前提となる。予算措置がなされない場合には、「青森県沖日本海(南側)」及び「山形県遊佐町沖」の促進区域と一体的に利用できる港湾について変更する場合がある。  とありますが、事業者決定後に基地港湾を変更された場合、事業実現性や経済性が選定事業者にとって担保できないことが想定されますので、国として事業者に対してその補償をどのように考えているか。また、入札図書作成時において、応募事業者は何を準備して、対応を考えるべきかご教示ください。(補償とは公募占用計画の変更に伴う事業実現性や経済性の変化による落札者権限の剥奪が無いことなど)	基本的に事業者選定後に促進区域と一体的に利用できる港湾を変更することは想定しておりません。そのため、事業者選定後の促進区域と一体的に利用できる港湾を変更するリスクについて公募占用計画に記載いただくことは求めておりません。
11	公募占用指針 第3章(2)2)	風況・海象等の調査にあたり国が負担した費用は事業者選定後に選定事業者が負担する(調査データを買う)必要があるか。その必要がある場合、選定事業者が負担すべき金額をご教示頂きたい。	負担する必要はありません。
12	公募占用指針 第3章(2)2)ii)	第三章 事業実施に必要な情報の提供 (2)国が行った調査結果等に係る情報の提供について 2)提供する情報の内容 ii) 系統に係る契約等の情報について 青森県沖日本海(南側)において度々の補足資料が展開され、その都度、受け取った情報の内容の確認並びに設計・作業方針の見直し・手直し作業が発生する状況となっています。今一度、展開される情報について、事業の実施に必要な情報を精査された上で、まとめた情報共有をお願いしたい。	いただいた御意見については、今後の情報提供の在り方の検討に当たって参考にさせていただきます。

番号	該当箇所	質問	回答
13	公募占用指針 第3章(2)2)ii)	<p>第三章 事業実施に必要な情報の提供 (2)国が行った調査結果等に係る情報の提供について 2)提供する情報の内容 ii) 系統に係る契約等の情報について</p> <p>青森県沖日本海(南側)において系統に補足情報が展開されたが、系統提供事業者が将来予定している手続きが共有された。その内容によって、より早期の連系が可能となるとの見解をいただいているが、具体的にいつどのように連系が可能になるのかは個別事業者が一般送配電事業者との協議が必要となっている。迅速性の評価が一つの争点となっている現在の評価基準下で、また限られた公募の準備期間において、一般送配電事業者との個別の協議を経ないと連系可能日が確定しない点は、事業工程の検討作業に支障があるため、事前に国において調整を実施し、連系可能日を確定もしくは目安日を設定し共有していただきたい。</p>	<p>事業者の創意工夫を促す観点から、国において連系可能日の確定を行うことは適切ではないと考えます。一般送配電事業者と協議の上、実現性のある適切な計画を作成ください。</p>
14	公募占用指針 第3章(2)2)iii)	<p>促進区域の指定に際して、様々な制約が内在していることは理解していますが、情報の提供時期、方法が一律ではなく、レイアウト及び事業性判断に大きな影響があります。 特に、制約(高さ制限)について、幅をもって示される場合があり、その場合、事業者としては保守的な評価にしなければならず、事業性に負の影響を与えます。幅をもって示さざるを得ない場合には、当該範囲の中で制限がどのように変化するかわかるよう、近似式で示していただくなど、事業者が独自に判断・検討できる材料も併せて提示ください。</p>	<p>公募占用指針第10章(3)に基づき、青森県沖日本海(南側)については、計画提出に当たって防衛省への照会が必要となるため、防衛事由による制約の詳細に関しては本プロセスの中で確認ください。</p>
15	公募占用指針 第5章(1)2)vi)	<p>A社は当社(非上場)の若干の株式を保有するが親子関係にはない。A社の子会社として、B社(株式上場)がある。当社とB社との間に資本関係はない。 B社がこれまで公募開始前より行ってきた施策のため、公平性、透明性及び競争性を確保しながら、地元自治体と接触することは問題無いでしょうか。</p>	<p>公募占用指針第5章(1)2)vi)で規定する地元関係者の接触禁止範囲は、協議会の構成員(関係省庁、自治体及び有識者除く)及び協議会の構成員となっている団体の構成員等としておりますので、地元自治体との接触については同※2をご覧ください。</p>
16	公募占用指針 第5章(1)2)vi)	<p>パプコメ#304に関連するが、協議会メンバーが地元教育機関の産学連携部署にて管理職を担当されている場合において、公募開始以降、同部署担当者への産学連携に関わるご相談の実施は、「公平性、透明性及び競争性を阻害するような地元関係者等との接触」に該当するか。</p>	<p>該当します。ただし、該当の協議会メンバーが有識者である場合は、公募占用指針第5章(1)2)vi)※2にあるとおり、地元関係者の接触範囲ではないため地元接触には該当しません。</p>
17	公募占用指針 第5章(1)2)vi)	<p>&lt;2024年2月2日公募説明会質問&gt; 青森県沖の案件の協議会構成員である内航船協会は地元関係者に含まれるため、事業者は、内航船協会と航路に関する協議、例えば風車間の離隔や、レイアウトに関する協議を行うことができないと理解をしているが正しいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
18	公募占用指針 第5章(2)2)ii)	<p>SPCによる公募参加の場合についての添付書類について質問させていただきます。当該SPCの構成員に外国法人が含まれる場合、印鑑証明書(電子署名+タイムスタンプ+電子証明書の形式を用いない場合)及び法人登記事項証明書、納税証明書については、当該外国法人が所在する国で用いられる同種の書類を提出すればよろしいでしょうか。</p>	<p>外国法人については、各国で発行された公的書類を提出することができます。 ただし、審査対象は日本語の書類に限るため、外国語で記載された書類については、翻訳文を添付してください。</p>
19	公募占用指針 第5章(2)2)ii)	<p>&lt;2024年2月2日公募説明会質問&gt; SPC参加の場合に必要な書類についてパプコメ407番では、「SPCとコンソーシアムで必要となる資料に大きな違いはございません。コンソーシアムでの提出に際して必要な書類もごさいますが、様式集にその旨記載しております」と回答している。SPC参加の場合、SPCの定款役員名簿、あるいは法人登記事項証明書、事業報告書と納税証明書が必要と理解している。一方で、SPCにおいて事業報告書を作成していない場合はどうなるか。</p>	<p>事業報告書を作成していない場合は、作成していないことを示す文書を提出願います。</p>

番号	該当箇所	質問	回答
20	公募占用指針 第5章(2)2) ii)	<2024年2月2日公募説明会質問> 外国人の場合の、納税証明書の仕方について、SPC構成員に外国人法人が含まれる場合、当該外国人の納税証も必要となるか。また、必要な場合には、当該法人の所在国における納税証明書に依存する書類を、和訳とともに提出すればいいか。	18番の回答をご覧ください。
21	公募占用指針 第5章(3)1) ii)、iii)	占用指針P21以降の第2次・第3次保証金に関する記載について、保証金の金額は「本公募に係る系統工事の実施の為に保証金等を一般送配電事業者提供している場合には、以下を条件に、上記の額から当該系統工事の実施の為に保証金等の額を減じて得た額を第2次保証金の額とする。」と記載されていますが、募プロ等により系統保証金以上の金額を既に支払っている場合は系統保証金が発生していない。その為、占用指針P27に記載されるような保証金の没収事由が発生した場合であっても、実質的には保証金の没収は無し(0円)という理解で正しいでしょうか。	公募占用指針P27に記載の第2次保証金及び第3次保証金の没収事由の7番に関してはご理解のとおりです。ただしそれ以外については、保証金控除の条件二つ目に記載しているとおり、本公募に係る事業を中断等した場合には当該系統を再公募に活用することとし、当該系統の承継等により回収した費用のうち、保証金に相当する額を国に納付することとなります。
22	公募占用指針 第5章(3)1) iii)	「本公募に係る系統工事の実施の為に保証金等を一般送配電事業者提供している場合には、以下を条件に、上記の額から当該系統工事の実施の為に保証金等の額を減じて得た額を第3次保証金とする」との記載がありますが、第3次保証金が没収となった場合には、一般送配電事業者提供している保証金等はどのように没収又は徴収されるのか教えてください。	控除の相当額を国へ納付いただくこととなります。納付方法の詳細については、当該事象が生じた際に改めて通知いたします。
23	公募占用指針 第5章(3)3)	「第1次保証金並びに第2次保証金及び第3次保証金の全額を没収し」との記載がありますが、全額の定義をそれぞれ確認させてください。	ご指摘の記載箇所及び想定されている具体ケースが定かではありませんが、没収の対象となる保証金については、没収事由が判明した時点で国に納入(若しくは保証状を提出)している保証金とお考えください。ただし、第2次保証金及び第3次保証金の控除を行っている場合は、21番、22番の回答をご覧ください。
24	公募占用指針 第5章(3)3) ii)	没収事由7に関して、以下は「 <b>その他当事者のコントロール又は回避が可能ではない事象が生じた場合</b> 」に該当するという理解で良いでしょうか。  公募占用計画の提出に先立ち、国土交通省東北地方整備局及び港湾管理者に対して、港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認したうえで、事業者の過失によらず港湾施設の整備が遅延し、確認していた利用可能期間の開始日までに事業者が港湾を利用できないことに起因して建設等が遅れ、迅速性の評価点が下がってしまう日までに運転開始ができなかった場合。	ご指摘のケースによらず、事業者の自己の過失によらないかつ事業者が遅滞なく事業を進める意思と経済的・技術的能力を有すると判断できれば保証金の没収免除に該当し得ます。 具体的には変更の必要性が生じた事由や変更内容等を踏まえ、個別事案毎に判断することとなります。  また、公募占用指針第5章(3)で定める第2次保証金及び第3次保証金の没収免除を受けるための要件「 <b>その他当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象が生じた場合</b> 」の基本的な考え方は下記のとおりです。 ●公募占用指針で示すとおり以下2点をどちらも満たす場合というのが前提。実際の判断は、個別事案ごとに国の現地調査による確認等を経た上で行う。 ・選定事業者の自己の過失によらないものであること ・当該事象による障害が取り除かれ次第、選定事業者が遅滞なく事業を進める意思と経済的・技術的能力を有すると判断ができること ●例えば選定結果公表など、公募占用指針第4章に記載のスケジュールからの大幅な遅延は該当しうる。 ●本公募では、「建設面(WF認証等)や環境面(環境アセス等)、系統・港湾整備等に関する許認可の申請・承諾プロセスが難航するリスク」や「生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、建設に必要な部品や船舶がスケジュール通りに調達できないリスク」のリスクシナリオが必須検討項目で、未然防止策・リスク発現時の対策が優れた計画を評価する。したがって、これらに関連する事象が該当しうるかの判断に当たっては、リスクシナリオ作成時点での想定可否も考慮して判断を行う。
25	公募占用指針 第5章(3)3) ii)	没収事由7に関して、以下は「 <b>その他当事者のコントロール又は回避が可能ではない事象が生じた場合</b> 」に該当するという理解で良いでしょうか。  接続検討回答書で示された連系予定日を考慮して工事計画を立案し、公募占用計画での運転開始予定日を設定していたが、事業者の過失によらず一般送配電事業者の工事が遅延し、接続検討回答書で示された連系予定日に事業者が受電できないことに起因して建設や試運転が遅れ、迅速性の評価点が下がってしまう日までに運転開始ができなかった場合。	運転開始時期の遅延に伴う保証金没収の免除要件は、公募占用指針第5章(3)4)の規定のとおりであり、該当の有無の実際の判断は、個別事案ごとに国の現地調査による確認等を経た上で行います。

番号	該当箇所	質問	回答
26	公募占用指針 第6章(2)3) xii)	発電側課金についてはパブリックコメント7番での回答の通り、FIP交付期間終了後から対象とすることと理解しているが、公募上の前提としては電力・ガス取引監視委員会 第51回料金制度専門会合事務局提出資料(2023年12月20日)の単価及び割引を用いて、資金計画及び収支契約を策定すればよいか。	発電側課金の算出に当たっては、2024年1月17日に経済産業大臣が認可した託送供給等約款における「系統連系受電サービス料金」の項目を参照ください。 ※参考: 2024年4月1日時点のURL <a href="https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240117001/20240117001.html">https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240117001/20240117001.html</a>
27	公募占用指針 第6章(2)4) i) ①	電力安定供給に係る方策で記載のある「部品の供給方法」に関しては、部品毎に製造地から保管拠点・発電設備までの供給方法(運送手段)を須らく特定し示すものではなく、安定供給への影響度の高い主要部品に関して、海上・陸上・空路輸送のいずれかを特定する理解で良いか確認したい。	「部品の供給方法」については、別紙12に「物流体制」に関する記載を求めていますので、運転・維持管理段階における安定した部品運搬を実現するための物流体制に関する計画をお示しください。
28	公募占用指針 第7章(3)1)	評価プロセスにおいて実施されるヒアリングは、公募占用指針に示される評価基準に則った質問・確認がなされるとの理解で齟齬ないか。加えて、その回答及び書面回答も、評価基準に則って評価されるとの理解で齟齬ないか。	公募占用指針で示す評価基準を踏まえ、第三者委員会が必要と判断された事項を質問・確認します。また、質問書やヒアリングへの回答内容も考慮した上で、公募占用指針で示す評価基準を踏まえ、事業者の選定を行います。
29	公募占用指針 第7章(3)3)	選定事業者/非選定事業者いずれも「事業者名、構成員名」を公表と記載があり、説明会では「ラウンド2より変更無し」とのご説明がありましたが、ラウンド2では非選定事業者の構成員名が公表されていないと理解しておりますが、ラウンド2からの変更点としての認識で正しいでしょうか。	2023年12月13日に秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖、新潟県村上市及び胎内市沖、長崎県西海市江島沖の3海域を先行公表した時点では非選定事業者の構成員名は公表しておりませんが、2024年3月22日の秋田県八峰町及び能代市沖の選定結果公表時に、先行公表した3海域についても、非選定事業者を公表しております。したがって、第2ラウンド公募でも非選定事業者の構成員名は公表しているため、第3ラウンド公募において変更がなされた訳ではありません。
30	公募占用指針 第8章(1)	FIPプレミアムの計算方法に関して、2nd Round海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答(令和5年5月10日差替版)(#9)(以下「回答A」という)では、市場参照価格及び非化石価値相当額と基準価格の差分(以下「差額」という)がbalancing cost相当額を上回らない場合はbalancing cost相当額がプレミアムとして支払われる旨回答されている。同じく2nd Round追加質問への回答(令和5年6月19日公表版 121番~129番追加)(#85)(以下「回答B」という)では、差額がbalancing costを上回った場合においてもbalancing cost相当額がプレミアムとして支払われる旨回答されている。尚、回答A内では「仮に市場参照価格が基準価格を上回った場合でも」と条件が付されているように読めるが、その後公表された回答Bにおいて、当該文言はあくまで例示にすぎない旨記載されているため、本質問において上記文言は考慮していない。そこで、回答A及び回答Bに関連して、3点回答いただきたい。  ①差額は、基準価格-(市場参照価格+非化石価値相当額)で計算され、絶対値ではなく、符号を持つと理解して問題ないか。  ②①の理解が正しい場合、差額が0円/kWh未満(負の値)であるときは、balancing cost相当額が0円/kWh以上であることを勘案すると、常に差額がbalancing cost相当額を下回ることとなる。回答Aの内容に照らせば、この場合balancing costがプレミアムとして支給されることとなるが、実際にはbalancing cost相当額がプレミアムとして支払われるのではなく、支払われるプレミアムは(基準価格-(市場参照価格+非化石価値相当額)-balancing cost相当額)で計算されるという理解で問題ないか。すなわち、回答Aは差額が0より大きい場合のみを想定しているという理解で問題ないか。(例えば、基準価格=18円/kWh、市場参照価格+非化石価値相当額=10円/kWh、インバランスコスト相当額=0.8円の場合、差額=-8円/kWhとなり、差額がbalancing cost相当額を下回ることとなる。回答Aが差額の正負に依らないものとするbalancing cost相当額である0.8円/kWhがプレミアムとして支給されることとなるが、差額が正の場合にのみ適用される場合は基準価格-(市場参照価格+非化石価値相当額)-balancing cost相当額で計算される8.8円/kWhがプレミアムとして支給されることとなる。)  ③②で記載した理解が正しい場合、すなわち、回答②は差額が0以上である場合のみを想定している場合は、回答A及び回答Bに基づき、差額が0以上である場合においては、差額がbalancing cost相当額より大きいか小さいかを問わず、常にbalancing cost相当額がプレミアムとして支給されるという理解で問題ないか。	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりです。 なお、いただいた事例におけるプレミアムの計算式は以下の通りとなります。 基準価格-(市場参照価格+非化石価値相当額-balancing cost) =18円/kWh-(10円/kWh+0.8円/kWh) =8.8円/kWh ③FIP制度におけるbalancing cost相当額については、市場参照価格、非化石価値相当額の額にかかわらずプレミアムとして交付される仕組みとなっています。

番号	該当箇所	質問	回答
31	公募占用指針 第8章(3)	公募占用指針で示すリスクシナリオや独自に行ったリスクにおいて、洋上風力よりもより厳格な安全管理や複雑なリスク管理が求められる洋上Oil&Gas分野での経験に基づく、適切なリスク分析の特定・分析、対応の検討は「優れている」と評価されるものか。	洋上Oil&Gasと本公募事業の親和性が根拠とともに適切に示され、リスクの特定・分析及び対応策が検討されているれば高く評価され得ると考えます。なお、リスクの考え方、特定方法や対応策が洋上風力発電事業にも適用されることについて、第三者委員会の専門家が理解できるよう分かりやすく記載ください。
32	公募占用指針 第8章(3)	<2024年2月2日公募説明会質問> 公募占用指針で示すリスクシナリオや独自で行ったリスクにおいて、洋上風力よりも一般的に厳格な安全管理や複雑なリスク管理が求められる、洋上のオイル&ガスの分野に基づく具体的な経験に基づく適切なリスク分析の特定・対応の検討は、優れているの評価に対応するものであるか。	31番の回答をご覧ください。
33	公募占用指針 第8章(3)	<2024年2月2日公募説明会質問> 相対評価の仕方について、例えば、事業実施体制・事業実施実績におけるトップランナー評価について優れている、またはトップランナーの評価を受けるであろう、とても良い内容の提案をしている事業者が複数いる場合、相対評価でトップランナーの評価を受ける事業者を選定することになると理解している。その際のトップランナー評価の考え方について、評価の考え方として示されている、「当該洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために実務経験を有する人材の確保」といった要素のみをもってトップランナー評価をどの事業者に与えるかどうかを決めるという理解で正しいか。 言い換えると、その場合にミドルランナー評価の考え方以下で述べられている要素というのは、素晴らしいことが書かれていても、トップランナー評価のためには勘案されないという理解でよいのか。	それぞれの評価区分を満たしているかという目線で評価しますので、「トップランナー」区分の評価にあたって、「ミドルランナー」区分に関する計画内容が優れているか否かは基本的に考慮されません。 ただし、「トップランナー」区分の内容と関連する内容がある場合は考慮され得ます。
34	公募占用指針 第8章(3)	<2024年2月2日公募説明会質問> 例えば、ミドルランナーの評価の基準で、ギリギリ満たしている事業者と、満たして余りあるほどの素晴らしい内容の提案をした事業者は、トップランナー評価を考える時にあたって、どちらも同じように扱われるという理解でよいのか。	33番の回答をご覧ください。
35	公募占用指針 第8章(3)	<2024年2月2日公募説明会質問> 各県知事の意見の考え方については、3月に開催される各協議会の説明会で確認する必要があると思っているが、今回の国の評価基準で考えると、別紙14の方は、地域共生策の提案内容の優劣が評価され、別紙15の地域経済波及効果は、地域共生策も含めた事業全体の建設、維持管理での経済波及効果の中長期での及ぼす効果が評価基準になるとしている。 青森県知事の評価の考え方はこの考え方と沿う形になっていると思うが、山形県知事の評価の考え方を見ると、別紙14の方は共生策のうち漁業関係のものについて記載するかのようになっていて、それ以外の共生策については別紙15の方に記載するように読み取れ、国の評価基準の考え方と必ずしも合致しない対象範囲になっている読み取れる。これに対してどのように考えているか。 また、県知事の合理的な説明がなされない場合、国の評価基準で評価されることとなるが、県の考えに沿って書いた結果、書くべき事が充分網羅されておらず、国の評価結果としては低い評価になることはないか。	県知事評価の考え方は、各県において協議会とりまとめが異なるのと同様に、各県の事情に合わせて設定されているものです。国の考えに全部合致する必要はないものであり、異なること自体に問題はありません。 協議会意見とりまとめ記載のとおり、漁業振興策も地域振興策も両方大事であることに変わりないため、その両方も計画を作成いただくという点はご認識ください。 なお、県知事意見が合理的か否かの判断に当たっては、国と県で評価の考え方に異なる内容があるとの前提の上で判断します。
36	公募占用指針 第8章(3) i)	「運転開始時期」は事業者が公募占用計画に記載する発電所の計画のうち、全部の容量が運転を開始する時期を指すとの認識でよろしいでしょうか。すなわち、発電所の計画のうち一部ずつ段階的に商業運転を開始する場合は、最後の部分の運転開始時期との認識でしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	該当箇所	質問	回答
37	公募占用指針 第8章(3) i)	事業計画の迅速性の評価は、R2では4-6段階であったものが、今回R3では3段階となりました。特段の理由はありませんでしょうか。	第20回合同会議(2023年11月15日)P17.18にて考え方を整理しておりますのでご参照ください。 <a href="https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001708432.pdf">https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001708432.pdf</a>
38	公募占用指針 第8章(3) i)	事業計画の迅速性について、運転開始時期が令和12年(2030年)6月30日までの期間の場合、「基礎となる評価点」が20点とされている。建設工程のうち海洋工事について、無理に工程を短縮することは安全にも関わるが(例:冬場の日本海での洋上施工)、こうした点も踏まえどのような考え方にもとづき今回の期間が設定されているのか、また、審査においても安全上問題ない工事期間であることを確認した上で評価されるのかを伺いたい。	事業計画の迅速性評価の考え方については、37番をご覧ください。国としては、施工の安全性等を軽視した拙速な計画を求めている訳ではなく、そのため迅速性評価点の算出に当たっては、事業計画の基盤面・実行面(満点40点)の得点率を乗じることとしています。なお、工事期間の妥当性、施工の安全性については、公募占用指針第8章(3) iv)に記載のとおり、「運転開始までの事業計画」項目で評価します。
39	公募占用指針 第8章(3) i)	第8章 選定事業者を選定するための評価の基準 (3)評価の配点及び採点方法 i)事業計画の迅速性 にて、評価基準となる運転開始時期が明示されている。しかしながら、別途開示された確保済み系統情報、特に「青森県沖の系統情報についての留意事項」を確認すると、現在確保済みの系統情報では評価基準となる運用開始時期に達成は困難と解釈でき、暫定連系での運転開始となるが、今回は暫定連系期間が想定より長くなる、このような場合はどのように評価されるのか、ご教示いただきたい。	本公募においても、暫定連系を前提とした運転開始は認められます。また、暫定連系期間の長さのみによって評価に差はつきません。
40	公募占用指針 第8章(3) i)	第8章 選定事業者を選定するための評価の基準 (3)評価の配点及び採点方法 i)事業計画の迅速性 にて、評価基準となる運転開始時期が明示されている。一方で、青森県沖日本海(南側)において、確保されている系統は480MWと120MWと記載されており、120MWは内訳60MW+60MWとなっている。この2つ(ないし3つ)の系統のうち、1つの系統について2030年6月末以前の運転開始を実施し、他の残り1つ(ないし2つ)は後日の系統連系ならびに運転開始となっても、迅速性の評価は2030年6月末前の連系として認められますか。	迅速性評価に当たっては、運転開始予定日が複数ある場合は、最も遅い日を基準とします。
41	公募占用指針 第8章(3) i)	<2024年2月2日公募説明会質問> 基準となる予定開始時期について、別途開示されました確保済み系統情報、特に青森県沖の系統情報についての留意事項を確認すると、現在確保済みの系統情報では評価基準を満たす運転開始時期とするのは非常に困難と解釈できる暫定が、この場合の評価基準等を教示いただきたい。	大前提として、迅速性の評価については加点要素であり、2030年度までに運転ができない計画だからといって失格になるということではありません。その上で、系統に関しては、自営線を引く等、系統確保されている事業者の計画に合わせるといった工夫を行うことで、所要工期を短縮できるという選択肢をとることが可能と想定しておりますので、その点は一般送配電事業者と詳細協議していただいた上で、計画を提出ください。
42	公募占用指針 第8章(3) ii)	ラウンド1やラウンド2で選定された事業者が、自社の限られた経験豊富な人材を有効に活用することを目的にラウンド3案件と兼務させる場合、実施体制の実現可能性を説明するために夫々の案件での果たす役割や業務割合(ワークロード)等記載する必要があるか。	「事業実施体制・実績」項目では、長期・安定・効率的な事業実施のための体制構築を行う計画をお示しください。評価に当たっては、実施能力の確認の観点から、他地域の事業の影響も考慮します。
43	公募占用指針 第8章(3) ii)	リスクシナリオ”緊急事態(自然災害やサイバー攻撃等)への対応体制不備”について、本シナリオは体制だけでなく電力安定供給にも関係すると思われる。従い、当リスクシナリオは別紙12”電力安定供給”で独自リスクとして評価対象と考えてよいか。	ご理解のとおりです。

番号	該当箇所	質問	回答
44	公募占用指針 第8章(3) iii)	R3における見積書への記載事項は、R2パブコメ193の以下回答に準拠するという認識でよいか？ 「提出企業名(捺印含む)・品目・数量・単価・金額・納期・見積有効期限が明確なもの」	ご理解のとおりです。
45	公募占用指針 第8章(3) iii)	公募占用指針の関連箇所において、計画策定にあたって出力抑制にかかるリスクを考慮に入れることが求められている。しかし、選定事業者のコントロールの及ばない事項によって予期せぬ出力抑制が発生する可能性も否定できない(例えば、一般送配電事業者の過失による場合や、後ほど大規模な発電設備が近隣に設置される場合など)。そのため、公募占用指針において、一般送配電事業者の過失等により洋上風力発電の運営に関連して損害ないし損失が発生した場合に、選定事業者はその補償を求められるという点(あるいは、予期せぬ出力抑制の発生を防止するために、政府として考えている必要な対応策)等を明示していただきたい。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではないですが、本公募では、蓋然性・影響度が高いと考えられる出力抑制リスクを織り込んだ計画の提出を求めており、対応策を評価します。 選定後、公募段階では発電事業者が想定できないことが明らかな出力抑制が生じた場合は、公募占用計画の変更等の対応を検討することとなります。また、民間同士の契約に基づき、必要な補償を求めることについて、本公募事業において制約はありません。
46	公募占用指針 第8章(3) iii)	パブリックコメント267番①での回答の通り、複数社がトップランナーを獲得することはルール上はありうるものの、基本的には優れている以上の評価項目は相対評価となると理解している。一方で、例えばトップランナーの評価基準である独自に行ったリスク分析・特定に対して適切な対応がとられているという企業が2社あり、リスクへの対応策も差がなく、ともに高水準のLLCRを維持できていることで、事業継続性が高いと評価される場合、LLCRの多寡そのものだけを以て順位に差がつくことはないとの理解でよいか。	最終的には第三者委員会の意見を踏まえることとなりますが、基本的には、LLCRの差のみをもってトップランナー区分で評価に差をつけることは想定していません。
47	公募占用指針 第8章(3) iii)	外部格付けが高く倒産リスクが低いオフテイク候補から法的拘束力のある基本合意書等が取得できた場合は、より実現性の高い収支計画として評価されうると理解している。外部格付け等の客観的な指標が同水準であれば、オフテイクについては外部の企業でもSPCの構成企業であっても差は生じないという認識でよいか。	ご理解のとおりです。
48	公募占用指針 第8章(3) iii)	①資金・収支計画の評価上、金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付がA-、又はA3以上であることを求められているのは「良好」の評価区分におけるプロジェクトファイナンス以外の資金調達を行う場合のみと理解しているがその認識に齟齬がないか確認させていただきたい。 ②また、プロジェクトファイナンスによる資金調達で求められる金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付けは、公募占用指針(別添4)公募参加資格(3)の通り、あくまで公募参加のための前提条件であり、資金・収支計画の評価区分とは別基準と理解している。よって当該条件を満たした上でさらに、海外の格付業者による同等の長期信用格付けを持つ海外金融機関等のLOIも追加で入手した場合、トップランナーや優れている評価区分の観点からは、金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付を持つ国内金融機関と、当該海外金融機関とのLOIの間で評価に差は出ないものということを確認させていただきたい。	①②ともにご理解のとおりです。
49	公募占用指針 第8章(3) iii)	iii)資金・収支計画について、事業費の根拠として見積が示されている。 ①見積書とは事業者が施工業者に注文をして発行する文書と理解している。公募の性質上、注文が数年先になるので施工業者は見積を提出しにくい。 しかしながら事業の根拠を示すために施工業者は見積を協力するものであり、業者によっては捺印付の見積書を出しづらい場合が考えられる。事業費の根拠の書類として見積書は要求されているため、見積書の捺印がなくても”最低限必要なレベル”の要件を満たしていると考えている。この考えで良いか。 ②見積書の発行日や有効期限は見積の前提条件と考える。従い、公募占用計画提出から事業者選定間に有効期限がきれる見積書であっても評価に影響しないという理解している。この考えで良いか。	①捺印は必須ではありません。 ②見積書の有効期限については、44番、199番の回答をご覧ください。
50	公募占用指針 第8章(3) iv)	評価項目中、「運転開始までの事業計画」に関し、トップランナーの評価区分における考え方として、「設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの」とあるところ、現在、FIP発電設備について系統側からの充電を認める法令改正が検討されているとの理解ですが、今回の公募の対象となる海洋再生可能エネルギー発電設備については、併設される蓄電池に系統側からの充電を行うことは許容されるのでしょうか。蓄電池の設置・運用の在り方の検討を行うに当たって、前提を確認させていただければという趣旨です。	将来の制度改正を見据えて計画を作成することは可能であり、適切に実現可能性が示されていれば評価対象となり得ます。

番号	該当箇所	質問	回答
51	公募占用指針 第8章(3)iv)	「運転開始以降の事業計画(別紙9,10)」のトップランナー評価について、パブコメ106,168,237の内容を整理すると、以下の理解で問題ないか？ ①トップランナー評価には、設備の確実な維持管理のための具体的な人材育成・雇用策が必要 ②一方、雇用する人材については県内・県外は評価上関係なく、地域経済波及効果の評価対象にもならない ③そもそも別紙9,10では地域経済波及効果の評価はしない(県内人材の採用は別紙15では評価対象)	ご理解のとおりです。
52	公募占用指針 第8章(3)iv)	パブコメ182番の「設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。」とは、連系ポイントより発電所側での対応方法が評価対象といった理解で正しいか確認したい。」との質問に対して、「ご理解のとおりです。44番の回答もご覧ください。」と回答されている。一方で、2月2日に実施した説明会では、同様の質問に対して「敷地内にある必要はない。評価の際に発電事業者として余剰電力を活用出来る取組であれば、第三者委員会で評価される。」といった趣旨の回答をされており、回答が矛盾しているように思える。 系統連系接続点からみて発電所側ではなく系統側に設置する(つまり発電所併設型ではない)蓄電池などの取組は、たとえ「調整力の確保や系統混雑の緩和に資する取組」であっても「設備構造」とはみなされず、トップランナーの評価対象にはならないか否か、明確にお答えいただきたい。	2024年1月19日公表のパブコメ回答44番のとおり、「運転開始までの事業計画」項目の「トップランナー」基準②では、需給バランスや系統混雑による出力制御に対応する送配電事業者としての取組ではなく、それでもなお発生する余剰電力に対応するため発電所側でとることのできる取組(例:発電量予測精度の向上、蓄電池の設置等)を評価します。なお、発電所側の取組が敷地内の取組のみに限定される訳ではないと考えます。
53	公募占用指針 第8章(3)iv)	ミドルランナー基準について、どのような検討内容が求められているか、評価されるのか、具体例を以ってお示し頂きたい。また、明確に示されている、ということも何を以って明確に示されていると評価されるのか、具体例を以ってお示し頂きたい。	検討内容の個別具体例の提示は、事業者の創意工夫を狭めかねないため、回答を差し控えます。「ミドルランナー」評価については、公募占用指針第8章(3)に記載の評価の考え方にに基づき評価します。
54	公募占用指針 第8章(3)iv)	ミドルランナー要件に”②国内のウインドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容が具体的に記載されているもの”と記載ありますが、Cable Protection Systemに関する記述も評価対象と考えてよろしいでしょうか。	「ミドルランナー」基準②については、Cable Protection Systemに関する検討が、国内のウインドファーム認証取得に向けた対応として必要である場合は記載ください。その場合は評価します。
55	公募占用指針 第8章(3)iv)	リスクシナリオ”許認可プロセス難航”に”系統”と記載されている。 ・”系統”に関する業務には”行政との協議”、”連系変電所/開閉所用地に係る地権者交渉”も含まれると理解してよいか。 ・”系統”には系統解析を含む一般送配電事業者との協議も含むとの理解でよいか。	公募占用指針で示す「系統に係る許認可プロセス難航」については、一般送配電事業者や行政機関との間で調整が難航し、工程に影響を与えるリスクを想定しています。地権者交渉に関するリスクについては、「地域関係者との調整難航」リスクとして検討ください。
56	公募占用指針 第8章(3)iv)	<2024年2月2日公募説明会質問> 運転開始までの事業計画のトップランナー要件となっている調整力の確保や系統混雑の緩和に関して、パブリックコメント44の回答として、発電所で取ることのできる取り組みを評価するとなっているが、一方で209と210においては、プロジェクトサイト近辺での取り組みに関する質問があり、これは発電所外での取り組みに対する質問と理解しております。 この質問に対する回答として、計画の具体的内容に応じて評価しますという、評価対象となり得るような回答をしている。 44の回答のとおり、発電所側で取ることのできる取り組みが評価対象であるのか、もしくは、電力系統側での取り組みも評価されるのか。	52番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所	質問	回答
57	公募占用指針 第8章(3) v)	運転開始以降の事業計画におけるトップランナーの評価の考え方は、「優れている」と評価されるものうち、メンテナンス人材の教育や育成、雇用機会創出に特に配慮した計画であると評価されるもの。」となっているが、どのような配慮が高く評価されるのか？	検討内容の個別具体例の提示は、事業者の創意工夫を狭めかねないため、回答を差し控えます。本「トップランナー」区分の評価については、公募占用指針第8章(3)に記載の評価の考え方に基づき相対評価します。
58	公募占用指針 第8章(3) v)	運転開始以降の事業計画におけるトップランナーの評価の考え方について、確実な維持管理を実施するために必要となる人材の育成・雇用策についての具体性及び実現可能性が高いことが、すなわちメンテナンス人材の教育や育成、雇用機会創出に特に配慮した計画であると評価されるのか。	ご理解のとおりですが、2024年1月19日公表のバブコメ回答170番のとおり、発電所の維持管理や電力安定供給に関する重要な役割を担う人材をメンテナンス人材と捉えているため、作業員のみならず、電気主任技術者、監視員、管理者等も含む広くメンテナンスに関わる人材を想定しています。
59	公募占用指針 第8章(3) vi)	ミドルランナー基準①に記載の「(i) 国内製造・調達による代替品の確保に向けた具体的な検討」について、ここで指す代替品とは、風車メーカーのサプライヤー網に組み込まれた正規のサプライヤーから調達する代替品を指すのか(つまり風車メーカー採用サプライヤーに国内サプライヤーを増やすのか)、風車メーカーのサプライヤー網外のサードパーティ製の代替品を指すのか(つまり事業者において主要部品以外のコモディティ部品に関して風車メーカーが認める範囲内(性能保証を害しない範囲内)で国内製造のサードパーティ製へ置き換えていくこと)いずれか確認したい。	両方とも含まれます。
60	公募占用指針 第8章(3) vi)	バブコメ260番について、省人化のテクノロジーは開発中のものでも評価対象か？	開発中のものであっても、実用化の可能性及び有効性に関して適切な根拠が示されていれば評価され得ると考えます。
61	公募占用指針 第8章(3) vi)	調整力の確保などのシステムの安定に資する取組は、事業実現性に関する評価項目のうち「中区分：電力安定供給」における安定供給に資する取組として評価されるか。	計画の詳細が分からないので一概にお答えしかねますが、電力安定供給への貢献が根拠とともに適切に示されていれば評価され得ると考えます。
62	公募占用指針 第8章(3) vi)	電力安定供給のリスクシナリオ区分：船舶調達のリスクシナリオ概要は、「維持管理時に作業員や交換対象部品の運搬に用いる船を十分に調達できなくなるリスク」であるが、運搬ではなく洋上での作業実施を主たる目的とするSEP船等の船舶は本リスクシナリオの対象外であり、運搬を主たる目的とする船舶のみが対象と理解して正しいか。	大型部品の交換作業等に用いるSEP船も「運搬に用いる船」に含まれるので、公募占用指針で示すリスクシナリオの対象となります。
63	公募占用指針 第8章(3) vi)	バブコメ回答120番において「電力安定供給のための故障時の早期復旧対策」の例示として「国内製造・調達による代替品の確保に向けた具体的な検討」と回答いただいているがその他、(ii) サプライチェーンの複雑化、(iii) 調達期間の短納期化についても例示と考え、これら以外の施策により早期復旧の評価がなされればミドルランナー評価となるとの理解で良いか。	故障時の早期復旧対策としての代表的な取組を挙げていますが、適切な説明がなされていればこれ以外の取組を排除するものではありません。
64	公募占用指針 第8章(3) vi)	<2024年2月2日公募説明会質問> 国内製造調達というのは、故障した際の早期復旧対策手段の例示であって、国内での製造調達か否かそのもので評価が変わることはないかと理解しているが間違いないか。 また、トップランナー評価においては国内での調達と海外での調達で差があるか。	前段について、「ミドルランナー」基準①では、国内製造・調達はあくまで例示として挙げているもので、電力安定供給のための故障時の早期復旧対策に関する具体的な検討が示されていることが重要です。 後段について、一概には回答できませんが、「トップランナー」区分は相対評価であり、一般的には国内製造・調達の取組は、安定供給・早期復旧につながりやすいと想定されます。よって、国内製造・調達に資する計画が根拠とともに示されていれば、相対的にも高く評価され得ると考えます。

番号	該当箇所	質問	回答
65	公募占用指針 第8章(3) vii)	「最低限必要なレベル」②・③にいう「関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者」に、コンソーシアム構成員・SPC構成員のいずれにも該当しない協力企業が就くことは許容されているか(第2ラウンドの質問回答231番の国側回答に照らすと、これを協力企業が担うことが可能とされていたと理解したが、今般の公募においても同様か)。また、上記について「協力企業も可」である場合において、「良好」から「トップランナー」区分にいう「調整実績」は、協力企業の実績も評価対象となるか。	2024年1月19日公表のバブコメ回答456番のとおり、関係行政機関の長等との調整の役割についても、事業管理の観点から重要であるため、「事業の実施・管理」の役割と同様、SPCやコンソーシアムの構成員から定めてください。
66	公募占用指針 第8章(3) vii)	2024年1月19日付バブコメ回答(no.360)では、地域共生策の実現可能性の根拠としての議事録添付に関して、「押印の有無のみで、評価に差は生じない」とあるが、提案の特に根幹部分においては、押印有の資料の方が、提案の蓋然性だけでなくエビデンスとしての信憑性が高いと了解してよいか。	押印の有無のみで、評価に差は生じません。
67	公募占用指針 第8章(3) viii)	「周辺航路、漁業等との協調・共生」において、提案する風車配置計画自体は評価の対象外という認識で正しいか。地元接触が制約されている中で、協議会意見等以外の公表されていない地元意見を反映した風車配置計画の提案は困難であるため確認させていただくものです。	「周辺航路、漁業等との協調・共生」の項目を県知事が評価するに当たって、風車配置計画の内容も考慮され得ます。公募占用指針第5章(1)2)で規定する地元関係者等への接触禁止は当然遵守する必要があるため、各区域の協議会意見とりまとめや協議会構成員説明会の内容を踏まえて計画を作成ください。
68	公募占用指針 第8章(3) viii)	ラウンド1やラウンド2で選定された事業者が国内経済波及効果として当該案件で実施を確約している施策をラウンド3でも記載した場合、ラウンド3で選定されることにより追加で波及する経済効果のみが評価対象となるという理解で正しいか。	本公募事業で創出される国内経済波及効果を評価します。なお、「国内経済波及効果」項目の評価に当たっては、定量的な波及効果のみならず定性的な取組も含めて総合評価します。
69	公募占用指針 第8章(3) ix)	例えば「ミドルランナー」の評価の考え方の両方を満足する事業者は、「最低限必要なレベル」の①、②の両方とも満足せず、「失格」にも該当することとなるため、「最低限必要なレベル」の評価の考え方を例えば以下のように修正すべきではないでしょうか。 ①(変更なし) ②経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているもの。	「地域経済波及効果」の「ミドルランナー」の評価基準は、「最低限必要なレベル」基準を満たすことは条件にはなっており、ご指摘のような状況にはならないため、現状の記載のままとします。
70	公募占用指針 第8章(3) x)	地域経済波及効果においては、産業連関表に加えて知事意見に則る限り観光など幅広い地域振興策も評価対象であると理解していますが、国内経済波及効果においては産業連関表で反映可能な内容のみによって評価されるとの認識で正しいでしょうか。	産業連関分析ファイルで算出する経済波及効果の定量的な数値に加え、公募占用指針第8章(3) x)で示す基準に基づき、中長期的な観点を含めて国内経済の発展に資する取組(定性的な取組)の両方を評価します。
71	公募占用指針 第8章(3) x)	<2024年2月2日公募説明会質問> 風車メーカーによる国内経済波及効果について、バブコメ119番には回答の中で、事業者としての創意工夫を期待しますと記載がある。一方で、バブコメの287番の回答では風車メーカーの国内経済波及効果が確からしさ、合理的な説明がされていれば評価されますと記載がある。風車メーカーの取り組みは、国内経済波及効果の評価の対象となり得るか。なり得る場合には、事業者としての施策の方が風車メーカーの施策よりも高く評価されるか。	「電力安定供給」「地域経済波及効果」「国内経済波及効果」の項目に共通することですが、本公募では公募段階で風車メーカーは1者に選定され協力企業として計画に組み込まれるため、風車メーカーの取組も公募参加者の計画の一部として評価対象となり得ます。他方、風車メーカーの数が限られる中、風車メーカーの取組では差がつかないことが予想されるため、発電事業者側の取組も重要です。
72	公募占用指針 第8章(4) 1) i)	協力企業の提案と選定について。「協力企業は複数候補を示せる」と記載。また「事業者選定後は、原則、当該候補の中から企業を確定すること」と記載。複数候補企業との協力体制をバックアッププラン含め構築することで、発電事業の早期かつ確実な実現が見込まれる公募占用計画が策定できると考えられる。従い、複数候補を記載した場合でも、複数候補企業のうち、実績面において最も低い企業を軸に評価されることはないとの理解でよいか確認下さい。	ご理解のとおりです。

番号	該当箇所	質問	回答
73	公募占用指針 第8章(4)3) i)	評価対象とするハードに係るサプライチェーンの範囲は、風車主要部品(ナセル、ブレード、タワーやその関連部素材)、海底送電線・通信ケーブルなどの電気系統、風車基礎等、と記載されているが、海底送電線・通信ケーブルの防護管や風車基礎周辺の洗堀防止材、基礎構造の防食装置等は評価対象に含まれず、サプライチェーン形成計画に記載する必要は無いと理解して良いでしょうか。	「電力安定供給」の項目では、現時点で十分構築されていない洋上風力サプライチェーンの形成に資するかの観点で評価を行うこととしているため、ご指摘の資機材は評価対象外です。
74	公募占用指針 第8章(4)4) i) ①	<青森県殿への質問>公募対象海域の関係する行政機関等との調整実績について、運転段階には至っていませんが、当該海域での海域調査など青森県内における洋上風力発電事業に関する調整実績があれば、親和性の観点からも評価に値すると考えるが、青森県殿の評価基準について明らかにしていただきたい。	<青森県回答> 「調整実績」のうち、「調整」の範囲については、ご理解のとおりです。 他方、公募対象海域における調整実績のうち、開発段階での調整実績が事業者選定後の調整を円滑に行うために有用であると認められる場合については、評価の対象となり得ますので、その根拠とともにご記載ください。
75	公募占用指針 第9章(4)1)	システムの承継について、2024年2月2日の公募説明会において「青森県沖の12万kWは1事業者が6万kWを2系統所有していることから、6万kWだけの承継は認められない。」とあった。 これまでの公募では、別々の事業者がそれぞれもつ系統は、どちらか一方を選ぶか、あるいは両方選ぶか選択できたのに対して、今回の青森県沖日本海(南側)の公募では、同一事業者がもつ2系統は一括して承継が必要となる事になる。 しかし、この2つの6万kW(合計12万kW)の連系は、単一の契約ではなく、独立した2つの連系契約のため、片方だけ選択し、継承することは可能であると認識している。 具体的には、48万kWと6万kWと6万kWの3つの系統のうち、48万kWと6万kWのみ承継し、残りの6万kWは使用しない場合は承継しなくてよい様にしていきたい。	同一の系統提供事業者から提供されている2本の系統のうち、片方だけを承継することは系統提供事業者の不利につながると認められていません。
76	公募占用指針 第9章(4)1)	システムの承継について、2024年2月2日の公募説明会において「青森県沖の12万kWは1事業者が6万kWを2系統所有していることから、6万kWだけの承継は認められない。」とあった。  上述のとおり12万kWを承継後、事業規模やその他の要因から最適な事業計画のため6万kWの系統を活用しない場合は東北電力ネットワークと協議の上、系統連系の取り消しをすればよいか。 その際、様式3-1-6(別紙3)の事業モデルには募集プロセス上負担が必須な「その他供給設備工事」の費用を計上の上、それ以外の電源線工事費用は返却される想定で事業収支に盛り込んでよいか。	ご理解のとおりです。
77	公募占用指針 第9章(5)	第2ラウンドのパブコメ回答22番において、「風車メーカーが撤退した場合は...、公募占用指針第9章(5)に基づく計画変更を行うことが出来れば事業を継続することができます。」との記載がある。本回答は今回の第3ラウンドの公募でも妥当するか。その場合「撤退」といえるケースとして特にどのような場面を想定されているかご教示いただきたい。	第2ラウンド公募と同様、風車メーカーが撤退した場合は、公募占用指針第9章(5)に基づく計画変更を行うことが出来れば事業を継続することができます。「撤退」とは、倒産等の理由によって、予定する風車メーカーが日本市場で風車を供給できなくなる事態を想定しています。
78	公募占用指針 第9章(5)	パブコメ回答478番において、「提出された公募占用計画から風車機種を変更することは認められません。」との記載がある。他方、令和5年5月10日差替版の「公募に関する質問への回答」278番ないし第2ラウンドのパブコメ回答936/937番をみると、風車機種(型式)の変更につき、公募占用指針第9章(5)1)の「変更を認める場合の基準」を満たす限り当該変更も認められる旨の記載がある。後者の記載のほうが公募占用指針の記載と整合的であると考え、改めてパブコメ回答478番について、公募占用指針第9章(5)1)の基準を満たす限り風車機種(型式)の変更も認められる旨確認・修正いただきたい。	2024年1月19日公表のパブコメ回答478番の趣旨は、発電所全体の出力規模に変更がない場合でも風車機種の変更によって再度の接続検討申込みが必要となる等の工程への影響、また施工計画への大幅な影響も考えられるため、風車機種を複数パターンで計画を作成することは不可としている趣旨も踏まえ、風車の機種変更を前提とした計画提出は避けてください、というものです。 他方ご指摘のとおり、「公共の利益の増進又はやむを得ない事情があること」「公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更ではないこと」等の公募占用指針第9章(5)1)の基準を満たすと認められた場合は、風車機種の変更は可能です。
79	公募占用指針 第9章(7)2) iv)	「発電を開始する場合は、速やかにその旨を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出ること。」とありますが、指定の様式あるいは準拠する法令はございましたら、ご教示ください。	本項目に係る様式等の対応の詳細については、事業者選定後に国と協議の上で進めていただきます。
80	公募占用指針 第9章(8)	1)から3)のそれぞれの期間で「現時点で決定又は予定しているサプライチェーン」を報告するように記載されている。これは、各期間で適切に履行できるサプライチェーンに見直し、提出して良い、との理解で良いか、ご確認ください。	本記載は、公募時点では複数のサプライヤー候補の記載も認めているため、サプライヤー選定の進捗状況を記載してもらえらう趣旨です。サプライチェーン形成計画を変更する場合は、公募占用指針第9章(5)に基づく変更手続きが必要になります。

番号	該当箇所	質問	回答
81	公募占用指針 第10章	<2024年2月2日公募説明会質問> 青森県沖の情報提供において、防衛省への確認にあたり、風車の設置等の検討に参考となる情報を受領しているが、参考情報であるため、実際に防衛省へ照会を行い、回答として風車の設置に問題がないということが確認できれば、防衛省から直接受領した回答を優先してよいか。	情報提供で提供している情報はあくまで参考情報です。本参考情報を踏まえた上で、防衛省への照会を行い、防衛省から証明文書を取得したレイアウト・設備構造の計画を提出いただくこととなります。
82	公募占用指針 第10章(2)	今回承継の対象となる系統は3つある一方、権利を有し承継に応じた事業者は2つと理解している。3つの系統のうち2つは60万kWであり、同一事業者が確保した権利と思われる。2つの60万kWのうち1つしか活用しない場合でも同一事業者が確保した権利であるため、2つとも承継する必要があると理解している。一方、活用しない系統については接続検討する術がないため、添付するのは活用する系統のみを対象にした接続検討の結果との理解でよいか。	ご理解のとおりです。なお、青森県沖日本海(南側)で提供されている60万kWは48万kW、6万kW、6万kWの3本から構成されています。※誤記だと思いますが「3つの系統のうち2つは60万kW」は誤りです。
83	公募占用指針 第10章(3)	自衛隊・在日米軍の活動に支障を及ぼすおそれの有無を防衛省に照会することが求められているが、入札前に受領する防衛省からの回答内容は、今後変わることがないと理解して良いか。当該海域を対象にした過去の照会において、同じ風車位置にも関わらず、照会の時期によって回答が異なることがあったため、確認させていただきたい。	原則、公募占用指針第10章(3)に基づくプロセスにおける防衛省からの回答内容が変更となることはありません。つまり、公募時点で支障を及ぼさない旨の証明書を発行した計画に対して、建設段階で変更を求めることは、原則ありません。なお、防衛省から証明を受けた計画から設置位置や高さが変わる場合には再度証明が必要になることに留意してください。
84	公募占用指針 第10章(3)2)	<2024年2月2日公募説明会質問> 第10章の(3)留意事項2)公募占用計画にかかる防衛省の確認について、確認の受付時点から回答までの標準処理期間は3週間であり、基本的に確認を受付順に実施するという記載がある。標準処理期間3週間というのは、受付順に限らず該当するというのか。または、受付順によっては確認の受付時点から3週間を超え、例えば2か月や3か月かかる可能性もあるのか。	受付時点から3週間を意味しています。
85	公募占用指針 別添2-1 3.(2) ⑩	公募占用指針別添2-1の3.(2) ⑩及び別添2-2の3.(2) ⑨における下記の記載について、特に「選定事業者の責め」が認められるケースとしてどういう場面を想定されているか一般論としてご教示いただきたい。特に発電所を運用するにあたって選定事業者がいわゆる「善管注意義務」を尽くしていたといえる場合(例えば、社会的評価を得ているアドバイザーを選任し、その助言に適切に従って運用を行っていた場合など)には、漁業の操業等への支障が発生したとしても、選定事業者は関係漁業者に対して賠償・補償責任等を負わず、また必要な措置をとる必要もないと理解してよいか。特にパプコメ回答752番をみると、漁業の操業等への支障が生じた場合に必要になりうる補償金の推定金額を計画に反映することが求められているため、この点に関する一般的な考え方を明確にいただきたい。 「選定事業者は、漁業影響調査の結果、選定事業者の責めにより漁業の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合においては、関係漁業者に対して必要な措置をとること。」	「事業者の責め」が認められるケースは、漁業影響調査の結果等を踏まえ、客観的かつ個別に判断されるものと考えます。補償のために必要な金額は、個別事情に応じて算出されるものとするため、これまでの実績等から必要と推定される金額を計上し計画を作成し、金額の根拠とともにお示しください。
86	公募占用指針 別添2-1 3.(2) ⑩ 別添2-2 3.(2) ⑨	公募占用指針別添2-1及び別添2-2において、漁業影響調査の結果、漁業の操業等への支障の発生が客観的に認められる場合、選定事業者は補償等の責任を負う旨が記載されている。しかしながら、選定事業者の発電所の運営と漁業の操業に発生した支障との間の「因果関係」の有無(例えば、漁獲量の減少が発生したとして、果たしてそれが洋上風力によるものといえるのか等)を判断することは一般的に困難であると推測される。そのため因果関係の判断に関して一般的な考え方を整理していただくのが望ましいと考える。	選定後、漁業影響調査の具体的な計画を検討していく中で、地元の事情も踏まえながら地元関係者と詳細な協議を行ってください。
87	公募占用指針 別添2-1 4.(1) ②	【青森県への質問です。】 協議会意見とりまとめにおいて「大胆な養殖事業計画等」と記載されております。当該養殖は海面養殖・陸上養殖いずれも含むものであり、どちらかに限定されるものではないと理解して差支えないでしょうか。また、海面養殖の場合、静穏域の整備が必要となると理解しておりますが、当該整備コストも基金から拠出することを想定されておりますでしょうか。それとも県等の公共事業として整備するお考えはございますでしょうか。	<青森県回答> 前段については、ご理解のとおりです。 後段については、各事業者のこれまでの知見をもとに、最良と思えるご提案をお待ちしています。

番号	該当箇所	質問	回答
88	公募占用指針 別添2-1 別紙1 6.(3)(ア)	「青森県沖日本海(南側)における協議会意見とりまとめ」別紙1「漁業影響調査の手法」の「6(3)(ア)漁業対象生物の影響」の項目に関し、以下2点について、ご教示ください。 1. ①の「対象海域」と③の「近隣海域」とは、同じ海域を指しますか。 2. ③では、「…漁業種類別魚種別漁獲データを入手し、…CPUEを求め、…比較すること」と記載されています。通常公表されている「漁業種類別漁獲別漁獲データ」では、それに相当する漁獲努力量が公表されていないと理解しています。協議会では、CPUEを算定するために必要となる漁獲努力量を算定する手法をどのように想定されていますか。	<青森県回答> 1. ご理解のとおりです。 2. 手法に記載のとおり、「事業区域周辺の漁協を対象に漁業種類別魚種別漁獲データを入手」することとしており、事業者として選定された後に各漁協から必要なデータを収集するなどにより算定ください。
89	公募占用指針 別添2-2 別紙1	「遊佐地域」とは、その表現から遊佐町のみを限定しているのではないと理解する。想定されている具体的な範囲があれば、明確化いただきたい。例えば、庄内地域(遊佐町、酒田市、三川町、庄内町、鶴岡市)を指すとの理解で齟齬ないか。	<山形県回答> 遊佐町沖事業であることから、遊佐町の振興に繋がる取組みを評価対象とすることが基本的な考えであり、遊佐町で実施される取組みが大宗を占めると考えますが、遊佐町の振興に資する限りにおいて必ずしもエリアが限定されるわけではないと考えます。
90	公募占用指針 別添2-2 別紙1	遊佐地域の将来像として目指すべき取組の方向性(目標)のうち海面漁業としての目標で「経営体当たりの海面漁業生産額令和3年実績年間617万円→年間1,000万円」と記載あるが、令和3年実績である年間617万円の算定根拠が不明瞭であるため、算定根拠(海面漁業生産額、経営体数、魚種、漁獲量、単価等)をご教示いただきたい。	<山形県回答> 経営体当たりの海面漁業生産額は、県内の市場で水揚げされた海面漁業生産額(県外籍のイカ釣船の生産額を除いた額)を海面漁業経営体数で除した金額です。なお、遊佐地域のみを抽出したデータではなく、山形県全体のデータであることにご留意ください。
91	公募占用指針 別添2-2 別紙1	「3. 発電事業と漁業との「共存共栄」を達成するために前提となる「協調策」」のなかに「それぞれの協調策は必ずしも独立したのではなく、海面と内水面の垣根を越え、遊佐地域として一体となった協調策が期待される。」と記載あるが、海面および内水面の漁協・漁業者が一体となって行う施策に期待されているのか。	<山形県回答> 海と川は密接不可分であり、相互に与える影響が大きいことを踏まえたうえで、海面漁業と内水面漁業の協調策・振興策を期待しているものであり、その手法について、必ずしも海面及び内水面の漁業者が組織として一体で取組むことを求めているものではありません。
92	公募占用指針 別添2-2 別紙2	公募占用指針別添2-2、別紙2における下記の記載について、選定事業者が負う漁業関係者に対する補償責任の範囲については、十分な明確化や合理的な制限がなされるべきと考える(例えば「間接的な」損害や二次的影響は責任の範囲外とするなど)。特に想定される補償責任の範囲は、支出計画に影響を及ぼすため、特に重要な点として明確にしていきたい。 「※漁業共済を通じた漁家経営への影響(二次的影響) 漁業共済は漁獲金額を基準として掛け金が算定されるため、水揚げの増減によって漁業共済の補償にも影響」	<山形県回答> 漁業影響については、意見とりまとめ別紙2・6.に記載のとおり、調査に関する検討委員会において議論されるものと考えております。そのうえで7.に記載のとおり、検討委員会において、洋上風力発電による負の影響が生じたとき客観的に認められた場合には、選定事業者は別途必要な措置を取るものとされており、現時点では、現行のままであります。
93	公募占用指針 別添3	他の風力発電事業者の出力量が350MWとなっているが、酒田港の利用においては有望な区域として選定されている山形県酒田市沖504MW(2023年10月6日付け「促進区域・有望な区域における系統情報の公表について」)において公表済 ( <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/jouho_teikyo/231006_jouho_teikyo.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/jouho_teikyo/231006_jouho_teikyo.pdf</a> )を前提することがより正確な採算性を計算するものである認識であり、前提条件の再考を依頼したい。	当該前提条件は、酒田港を使用予定の他の風力発電事業者及び賃貸借契約の開始時期が現時点で未定であるため、一定の仮定における前提条件を示しているものであり、特定の海域を想定するものではありませんので、現行のままでいたします。
94	公募占用指針 別添3	整備予定埠頭用地(8ha)以外の後背地に対して地盤改良する場合に、当該埠頭「原状回復」対象になるか?	港湾管理者の確保した用地の取扱いについては、各港湾管理者へお問い合わせください。
95	公募占用指針 別添3	事業者側で利用を計画する港湾に対して地盤改良を行った場合、港湾の賃貸借契約「●●港海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書」の第34条に規定される原状回復が適用され、その地盤改良も利用前の状態に戻す必要があるか?	「事業者側で利用を計画する港湾」が、本公募占用指針で示した「促進区域と一体的に利用できる港湾」を指すのであれば、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)」第34条が適用されることとなります。

番号	該当箇所	質問	回答
96	公募占用指針 別添4 3 (3) キ	(公募への参加を認めない期間)の記載について確認したい。 公募への参加を認めない期間(以下「公募参加停止期間」という。)については、該当する事業者に対し、その事業者の公募への参加の意思の有無又は公募参加の有無に関わらず公募参加停止期間の通知がなされるものと理解している。 この通知を受領していない事業者については、公募参加停止期間が設定されていないため、「公募参加停止期間内において参加停止措置が一度も適用されなかった場合には、当該期間が終了してから最初の公募に参加できないこととする」旨の措置が適用されず、別添6のその他の参加資格条件を満たす前提で、当該公募に参加することができる、という理解で良いか。	指名停止措置等の別の制度で事業者へ通知を行っているものもごさいますが、公募参加資格については、公募占用計画の提出後の審査プロセスの中で確認するものであり、必ずしも公募占用計画提出前に事前に事業者へ通知するものではありません。
97	公募占用指針 別添6 1. i)	【青森県知事宛のご質問】 「調整実績」についての考え方として、「調整」とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならないとの理解で良いか。	<青森県回答> 74番の回答をご覧ください。
98	公募占用指針 別添6 1. i)	【青森県知事宛のご質問】 「トップランナー」の評価の考え方において、「特に優れた調整実績」として、具体的に実績のどのような側面を重視されているか。また、「トップランナー」に該当すると評価される実績は、「優れている」との評価に止まる実績とどのような差があることが想定されるか。	<青森県回答> 一概に回答することは控えさせていただきますが、基本的には公募に参加された事業者の相対評価になります。
99	公募占用指針 別添6 1. i)	【青森県知事宛のご質問】 「最低限必要なレベル」①・②にいう「関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者」に、コンソーシアム構成員・SPC構成員のいずれにも該当しない協力企業が就くことは許容されているか。 また、上記について「協力企業も可」である場合において、「良好」から「トップランナー」区分にいう「調整実績」は、協力企業の実績も評価対象となるか。	<青森県回答> 関係行政機関の長等との調整の役割については、事業管理の観点から重要であるため、コンソーシアム構成員又はSPC構成員を「役割を担当する主たる者」としてください。
100	公募占用指針 別添6 1. i)	【青森県への質問です。】 関係行政機関の長等との調整能力の評価についてお聞きします。青森県において、国内の完工していない洋上風力発電事業として「本海域でのこれまでの調整実績」や「本海域以外の海域での調整実績」は評価対象に含まれますでしょうか。それとも、国の評価基準や山形県の評価基準と同様、完工済みのもの実績のみを評価対象とするお考えでしょうか。 仮に、「本海域でのこれまでの調整実績」や「本海域以外の海域での調整実績」も評価の対象となる場合、主たる者の完工済み実績に加え、「本海域でのこれまでの調整実績」も別紙13に記載して構わないと理解して差支えないでしょうか。	<青森県回答> 74番の回答をご覧ください。
101	公募占用指針 別添6 1. ii)	【青森県知事宛のご質問】 「トップランナー」の評価の考え方において、「中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する」との記載があるが、具体的な期間は10～30年程度を想定しているという理解で良いか。	<青森県回答> とりまとめ将来像の記載を踏まえ、向こう15年間の提案をお願いします。 15年以降の共生策等については、事業者選定後の法定協議会にて決定することとしています。
102	公募占用指針 別添6 1. ii)	【青森県への質問です】 周辺航路・漁業等との協調、共生に関する評価についてお聞きします。トップランナーの評価の考え方について、「(前略)中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する提案など、特に優れているもの。」とありますが、本海域では、協議会意見とりまとめ第4章将来像に記載されている漁業振興策、地域振興策の取組に関して、「事業者選定後の当面15年間」での実施を想定したものと記載がありません。その為、公募提案時は、協議会意見とりまとめに倣い、「中長期」の具体的な期間は最長15年と考え、提案を行えばよいでしょうか。	<青森県回答> 101番の回答をご覧ください。
103	公募占用指針 別添6 1. ii)	【青森県への質問です】 周辺航路、漁業等との協調・共生の良好の評価の考え方②についてお聞きします。当該考え方では「・・・かつ周辺航路や環境保全等の地域の安全に対し最大限配慮されているもの」と記載されていますが、こちらは周辺航路や環境保全等の地域の安全に対する課題が特定され、対策が具体的に示されていれば良いということでしょうか。それとも関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体との航行安全に関する協議方法やスケジュールが示されていれば良いのでしょうか。	<青森県回答> 一概に回答することは控えさせていただきますが、基本的には公募に参加された事業者の相対評価になりますので、これまでの知見をもとに、最良と思えるご提案をお待ちしています。

番号	該当箇所	質問	回答
104	公募占用指針 別添6 1. iii)	【青森県知事宛のご質問】 「トップランナー」の評価の考え方において、「中長期的な観点から地域経済の発展に資する」との記載があるが、具体的な期間は10～30年程度を想定しているという理解で良いか。	<青森県回答> 101番の回答をご覧ください。
105	公募占用指針 別添6 1. iii)	【青森県知事宛のご質問】 「優れている」の評価の考え方において、「高い波及効果」との記載があるが、当該「高い」の判断軸は、産業連関表に基づく定量的な効果、及び協議会意見とりまとめ等の内容も踏まえた定性的な提案の両方の内容を踏まえて評価される、との理解で良いか。	<青森県回答> ご理解のとおりです。
106	公募占用指針 別添6 1. iii)	【青森県知事宛のご質問】 青森県知事の評価基準として、「協議会意見とりまとめ将来像に記載した内容等を踏まえ、地元港湾として青森港、津軽港の積極的な活用を通じた地域経済の活性化についても評価する」との注記があり、「地元港湾の活用」が強調されている一方で、協議会意見とりまとめ将来像には、地元港湾の活用以外にも多数の漁業・地域振興策が記載されている。「地元港湾の活用」だけでなく、協議会意見とりまとめで言及されているその他の施策も評価の対象に含まれており、評価上、両者に優劣はないという理解で良いか。 また、「地元港湾の活用」は地域経済波及効果の観点だけでなく、「周辺航路、漁業等との協調・共生」の観点での評価対象にも含まれるという理解で良いか。	<青森県回答> 「協議会意見とりまとめ将来像に記載した内容等を踏まえ」の記載のとおり、協議会意見で言及している施策の評価が重要と考えています。 その上で、地元港湾の活用についても評価していく予定です。 また、後段について、知事評価基準の「地元港湾の活用」については、経済波及効果の観点のみになります。
107	公募占用指針 別添6 1. iii)	青森県南沖におけるiii)地域経済波及効果の一部に、「地元港湾として青森港、津軽港の積極的な活用を通じた地域経済の活性化についても評価」とあります。青森港は広い敷地を持ち、本件では事業者はその一部を活用するものと想定しております。上記の「青森港」という表現は青森港全体にかかっているのか一部の地区のことを指しているのか、ご教示ください。	<青森県回答> ここでいう青森港については、「促進区域と一体的に利用できる港湾」として公募占用指針(別添3)に記載されている青森港油川埠頭をさしています。
108	公募占用指針 別添6 1. iii)	【青森県への質問です】 地域経済波及効果に関する評価についてお聞きします。地域経済波及効果の「優れている」評価には、「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめ及び青森県知事の評価基準を踏まえつつ、高い波及効果を有するもの。」と記載されています。しかし、本公募では、経済波及効果を分析する「産業連関分析ファイル」はフォーマットが指定されており計数等の変更もできないことから、投資額の多寡がそのまま経済波及効果の多寡となり、地域事業者の採用/部材調達、その他取組等の事業者毎の創意工夫や差異が、経済波及効果に表現されていません。 そのため、当該「優れている」評価は、産業連関分析ファイル及び産業連関分析ファイル以外で示す事業者の提案内容を踏まえ、総合的に評価するとの理解で齟齬ないでしょうか。	<青森県回答> 105番の回答をご覧ください。 評価にあたっては、定量的・定性的な効果どちらも評価材料となります。
109	公募占用指針 別添6 1. iii)	【青森県への質問です】 地域経済波及効果の評価についてお聞きします。青森県知事の評価基準として、「協議会意見とりまとめ将来像に記載した内容等を踏まえ、地元港湾として青森港、津軽港の積極的な活用を通じた地域経済の活性化についても評価する。」とあるが、地域の範囲は県内全域か、港湾所在地の周辺を意味するか、どちらを想定しているのか明確化していただけないでしょうか。	<青森県回答> 大前提として日本海(南側)に係る地域※の活性化についての評価を想定しています。その上で、県内全域及び港湾所在地の周辺の活性化についても評価します。 ※つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町の3市町
110	公募占用指針 別添6 2. i)	<山形県への質問> トップランナーの評価の考え方は「国内洋上風力発電に関する(中略)特に優れた調整実績があるもの」とあるが、別紙13の様式集においては、調整を行うための体制の記載も求められている。トップランナー評価にあたっては、調整実績1件のみを参考にされるのではなく、調整を行うための体制やその他図書にて記載されている内容も考慮して評価されるという理解で良いか。	<山形県回答> ご理解のとおりです。
111	公募占用指針 別添6 2. i)	【山形県知事宛のご質問】 「トップランナー」の評価の考え方において、「特に優れた調整実績」として、具体的に実績のどのような側面を重視されているか。また、「トップランナー」に該当すると評価される実績は、「優れている」との評価に止まる実績とどのような差があることが想定されるか。	<山形県回答> 「トップランナー」は相対評価を想定しています。

番号	該当箇所	質問	回答
112	公募占用指針 別添6 2. i)	【山形県知事宛のご質問】 「最低限必要なレベル」②・③にいう「関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者」に、コンソーシアム構成員・SPC構成員のいずれにも該当しない協力企業が就くことは許容されているか。 また、上記について「協力企業も可」である場合において、「良好」から「トップランナー」区分にいう「調整実績」は、協力企業の実績も評価対象となるか。	<山形県回答> 関係行政機関の長等との調整の役割については、事業管理の観点から重要であるため、コンソーシアム構成員又はSPC構成員を「役割を担当する主たる者」としてください。
113	公募占用指針 別添6 2. i)	関係行政機関の長等との調整能力の最低限必要なレベルの評価基準のうち「②事業実施体制において、関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者が明確になっているもの。」および「③関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者の実績が示されているもの。」の「主たる者」というのは国の評価基準と同様で個人ではなく法人単位での記載で問題ないという理解で良いか。	<山形県回答> ご理解のとおりです。
114	公募占用指針 別添6 2. i)	関係行政機関の長等との調整能力の最低限必要なレベルの評価基準のうち「①事業の実施に当たって調整先となる関係行政機関が特定されているもの」というのは運転開始済みの調整実績の調整先ではなく、本海域での事業における調整先を指している理解でよいか。	<山形県回答> ご理解のとおりです。
115	公募占用指針 別添6 2. i)	関係行政機関の長等との調整能力のミドルランナーの評価基準では、「関係行政機関の長」と「自治組織等」の両方との調整実績がなければミドルランナーにならない理解で良いか。	<山形県回答> ご理解のとおりです。
116	公募占用指針 別添6 2. i)	関係行政機関の長等との調整能力のミドルランナーの評価基準中に「自治組織等」との表現・記載があるが、「自治組織」の定義・具体組織をご教示いただきたい。また「等」で想定されている組織の具体例をご教示いただきたい。	<山形県回答> 町内会や地域振興会、住民団体などの当該地域の住民により構成、組織されるものを指します。
117	公募占用指針 別添6 2. ii)	【山形県知事宛のご質問】 「ミドルランナー」の評価の考え方においては、協議会意見とりまとめ「遊佐地域の将来像」記載の以下 i)、ii)として規定される個別施策に対して、「実績や体制面の根拠」が評価上求められる、という理解で良いか。 i) 海面漁業及び内水面漁業の「協調策」(3. (1)及び(2)) ii) 海面漁業及び内水面漁業の「振興策」(4. (2)①～③及び(3)①～③)	<山形県回答> ご理解のとおりです。
118	公募占用指針 別添6 2. ii)	【山形県知事宛のご質問】 「トップランナー」の評価の考え方においては、協議会意見とりまとめ「遊佐地域の将来像」記載の以下 i)、ii)として規定される施策に関連する提案のみが評価の対象という理解で良いか。 i) 海面漁業及び内水面漁業の「協調策」(3. (1)及び(2)) ii) 海面漁業及び内水面漁業の「振興策」(4. (2)①～③及び(3)①～③)	<山形県回答> そもそも「優れている」と評価する基準として、記載のとおり「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、本県漁業の現状や課題を十分に踏まえた具体的かつ実現可能性のある漁業協調策・振興策の提案があり、その内容が優れているもの」としており、将来像記載の i) ii)に限定しているものではありません。
119	公募占用指針 別添6 2. ii)	【山形県知事宛のご質問】 「トップランナー」の評価の考え方において、「中長期の時間経過による社会環境の変化を前提とした適切な取組・改善策」との記載があるが、当該「取組・改善策」は、協議会意見とりまとめ「遊佐地域の将来像」に紐づく個別の協調策・振興策のみを想定している訳ではないという理解で良いか。 また、「取組・改善策」自体が評価対象ではなく、それを「適時に展開するために必要な仕組みづくり」の提案が評価されるという理解で良いか。	<山形県回答> トップランナーの評価の考え方については、118番の回答をご覧ください。 後段の質問については、ご理解のとおりです。

番号	該当箇所	質問	回答
120	公募占用指針 別添6 2. ii)	【山形県知事宛のご質問】 「トップランナー」の評価の考え方において、「中長期の時間経過による社会環境の変化」との記載があるが、当該「社会環境」は、例えば、山形県や遊佐町の総合発展計画で言及されている、「人口減少、技術革新、気候変動等」であるという理解で良いか。	<山形県回答> ご理解のとおりです。
121	公募占用指針 別添6 2. ii)	【山形県知事宛のご質問】 「最低限必要なレベル」の評価の考え方において、「②協議会意見とりまとめ「遊佐地域の将来像」に記載された以下の i)、ii) について、全ての項目において提案があり、明らかに不適切な内容ではないもの。 i) 海面漁業及び内水面漁業の「協調策」(3. (1)及び(2))に関する具体的な内容 ii) 海面漁業及び内水面漁業の「振興策」(4. (2)①～③及び(3)①～③)に関する具体的な内容」との記載があるが、この他の振興策(「遊佐地域の将来像」4. (1)①～⑥等)は本別紙を通して評価の対象外という理解で良いか。	<山形県回答> 「遊佐地域の将来像」4. (1)①～⑥に関する具体的内容については、「iii) 地域経済波及効果」の項目で評価します。
122	公募占用指針 別添6 2. ii)	【山形県知事宛のご質問】 「良好」の評価の考え方においては、協議会意見とりまとめ「遊佐地域の将来像」記載の以下 i)、ii) として規定される個別施策に対して、「方法やスケジュールの具体性」が評価上求められる、という理解で良いか。 i) 海面漁業及び内水面漁業の「協調策」(3. (1)及び(2)) ii) 海面漁業及び内水面漁業の「振興策」(4. (2)①～③及び(3)①～③)	<山形県回答> ご理解のとおりです。
123	公募占用指針 別添6 2. ii)	山形県知事の評価の考え方を踏まえ、別紙14:周辺航路、漁業等との協調・共生においては、漁業協調策・振興策のみ記載した上、地域振興策に関しては別紙15:地域経済波及効果にて記載する認識でよろしいか。	<山形県回答> ご理解のとおりです。
124	公募占用指針 別添6 2. ii)	ii) 周辺航路、漁業等との協調・共生に於ける評価区分「優れている」の評価の考え方欄に実現性のある漁業協調策・振興策の提案があること、が条件化されているが本評価が反映される別紙14には漁業に限定される地域貢献施策のみ記載できるのか、他貢献施策については他の別紙に記載しなければならないのか、確認をお願いします。	<山形県回答> ご理解のとおりです。なお、127番及び146番①の回答をご覧ください。
125	公募占用指針 別添6 2. ii)	洋上風力発電事業は長期間の地域で実施する事業であることを踏まえ、地元企業が当該事業に出資参画する計画は地域振興策として有効と考えられるか？	<山形県回答> ご質問にある提案内容が、地域振興策として有効と認められる合理的な理由により明確に示される場合は評価したいと考えております。
126	公募占用指針 別添6 2. ii)	遊佐沖におけるii)周辺航路、漁業等との協調・共生の最低限必要なレベルの評価の考え方として「①周辺航路や環境保全等の地域の安全に関する内容が、明らかに不適切ではないもの。」とある。他方、一般的に環境影響評価等における環境保全は環境影響を最小化することを目的としており、地域の安全に資するものではないと理解している。「環境保全による地域の安全に関する内容」が具体的にどのような環境保全を想定しているかご教示いただきたい。	<山形県回答> 最低限必要なレベル「①周辺航路や環境保全等の地域の安全」に関しては、漁船を含めた船舶の安全の確保や、騒音や景観をはじめとする環境影響評価の対応などから総合的に評価を行います。
127	公募占用指針 別添6 2. ii)、iii)	漁業共生策は「周辺航路、漁業等との協調・共生」、陸域での地域共生策は「地域経済波及効果」で評価がなされるという理解で宜しいか。	<山形県回答> ご理解のとおりです。

番号	該当箇所	質問	回答
128	公募占用指針 別添6 2. ii)、iii)	SPCで本公募に参加する場合、山形県知事の評価の考え方として、公募占用計画提出時点におけるSPCの所在地は評価には影響しない、という理解で正しいでしょうか？	<山形県回答> SPCの所在地については、公募占用計画提出時であれ、事業者選定後であれ、地元との共存共栄が実現可能と思われる所在地とすることの意思表示について、評価したいと考えております。
129	公募占用指針 別添6 2. ii)、iii)	「ii)周辺航路、漁業等との協調・共生」について、青森県では「協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を提案」となっている一方、山形県では「協議会意見とりまとめのうち、海面漁業及び内水面漁業の協調策・振興策」となっています。 これを踏まえると、 ・青森県については、別紙14に漁業共生策及びその他地域共生策(例:観光振興、地産地消、教育振興等)の具体的な内容を記載し、別紙15にそれら漁業共生策・地域共生策及び発電所の建設・維持管理に係る地域経済波及効果を記載 ・山形県については、別紙14に漁業共生策を記載し、別紙15にその他地域共生策(例:観光振興、地産地消、教育振興等)と発電所の建設・維持管理に係る具体的な内容と地域経済波及効果を記載するという理解で良いでしょうか。	<青森県・山形県回答> 両県ともご理解のとおりです。
130	公募占用指針 別添6 2. ii)、iii)	山形県知事の評価の考え方「ii)周辺航路、漁業等との協調・共生」を踏まえると、漁業振興策において発生する経済波及効果(直接投資や需要増加額)は別紙15に含めて良いのでしょうか。それとも、経済波及効果には含めず、別紙14のみへの記載となるのでしょうか。	<山形県回答> 漁業振興策による経済波及効果は、「iii)地域経済波及効果」において評価しますので、別紙15に記載して下さい。
131	公募占用指針 別添6 2. ii)、iii)	山形県知事の評価の考え方を考慮すると、地域共生策のうち、漁業振興策は別紙14、漁業振興策以外の地域共生策は別紙15で評価されるとの理解で正しいでしょうか。	<山形県回答> ご理解のとおりです。
132	公募占用指針 別添6 2. ii)、iii)	トップランナーの評価の考え方に記載されている「中長期の時間経過による社会環境の変化を前提とした適切な取組・改善策を適時に展開するために必要な仕組みづくりの提案」について、「ii)周辺航路、漁業等との協調・共生」であれば、海面漁業および内水面漁業に関する協調策・振興策が対象であり、「iii)地域経済波及効果」であれば、地域の振興策が対象(海面漁業及び内水面漁業は対象外)であるとの理解で良いか。	<山形県回答> ご理解のとおりです。
133	公募占用指針 別添6 2. ii)、iii)	トップランナーの評価の考え方に記載されている「中長期の時間経過による社会環境の変化を前提とした適切な取組・改善策を適時に展開するために必要な仕組みづくりの提案」とは、優れている基準を満たしている漁業協調策・振興策であり、かつ、その漁業協調策・振興策が将来的な漁業を取り巻く社会環境の変化に柔軟に対応できるものである、という理解で良いか。	<山形県回答> ご理解のとおりです。
134	公募占用指針 別添6 2. ii)、iii)	上記の質問がYESの場合、協議会意見とりまとめ「遊佐地域の将来像」に記載された地域の「振興策」(4.(1)①～⑥)に関する提案は、別紙14への記載事項ではなく、別紙15に地域経済波及効果を示しつつ、記載するという理解で良いか。また、地域住民の環境意識を醸成することを目的とした施策のような経済波及効果を定量的に量ることが困難である施策についても別紙15の評価対象であるという理解で良いか。	<山形県回答> ご理解のとおりです。
135	公募占用指針 別添6 2. iii)	トップランナーの評価対象となる地域振興策の範囲について確認したい。 「優れている」の評価の考え方において、遊佐地域の現状や課題を適切に踏まえた地域振興策が評価される旨の記載があり、トップランナーの評価の考え方では、『「優れている」と評価されるもののうち、…』と記載があるが、トップランナーとして評価される地域振興策は、遊佐地域に関連する地域振興策のみに限定されるのか。	<山形県回答> 89番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所	質問	回答
136	公募占用指針 別添6 2. iii)	【山形県知事宛のご質問】 「良好」の評価の考え方においては、協議会意見とりまとめ「遊佐地域の将来像」において「振興策」(4. (1)①～⑥)として規定される個別施策に対して、「方法やスケジュールの具体性」が評価上求められる、という理解で良いか。	<山形県回答> ご理解のとおりです。なお併せて、②経済波及効果の見込みについても満たす必要があります。
137	公募占用指針 別添6 2. iii)	【山形県知事宛のご質問】 「ミドルランナー」の評価の考え方においては、協議会意見とりまとめ「遊佐地域の将来像」において「振興策」(4. (1)①～⑥)として規定される個別施策に対して、「実績や体制面の根拠」が評価上求められる、という理解で良いか。	<山形県回答> ご理解のとおりです。なお併せて、②経済波及効果の見込みについても満たす必要があります。
138	公募占用指針 別添6 2. iii)	【山形県知事宛のご質問】 「トップランナー」の評価の考え方においては、協議会意見とりまとめ「遊佐地域の将来像」において「振興策」(4. (1)①～⑥)として規定される個別施策に関連する提案のみが評価の対象という理解で良いか。	<山形県回答> そもそも「優れている」と評価する基準として、「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、遊佐地域の現状や課題を適切に踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域振興策の提案があり、その内容が優れているもの」としており、将来像4. (1)①～⑥に限定しているものではありません。
139	公募占用指針 別添6 2. iii)	【山形県知事宛のご質問】 「トップランナー」の評価の考え方において、「中長期の時間経過による社会環境の変化を前提とした適切な取組・改善策」との記載があるが、当該「取組・改善策」は、協議会意見とりまとめ「遊佐地域の将来像」に紐づく個別の協調策・振興策のみを想定している訳ではないという理解で良いか。 また、「取組・改善策」自体が評価対象ではなく、それを「適時に展開するために必要な仕組みづくり」の提案が求められているという理解で良いか。	<山形県回答> トップランナーの評価の考え方については、138番の回答をご覧ください。 後段の質問については、ご理解のとおりです。
140	公募占用指針 別添6 2. iii)	【山形県知事宛のご質問】 「トップランナー」の評価の考え方において、「中長期の時間経過による社会環境の変化」との記載があるが、当該「社会環境」は、例えば、山形県や遊佐町の総合発展計画で言及されている、「人口減少、技術革新、気候変動等」とあるという理解で良いか。	<山形県回答> ご理解のとおりです。
141	公募占用指針 別添6 2. iii)	【山形県知事宛のご質問】 「最低限必要なレベル」の評価の考え方において、 「①協議会意見とりまとめ「遊佐地域の将来像」に記載された地域の「振興策」(4. (1)①～⑥)全ての項目において提案があり、明らかに不適切な内容でないもの。」との記載があるが、この他の協調策・振興策（「遊佐地域の将来像」3. (1)及び(2)、4. (2)①～③及び(3)①～③等）は本別紙を通して評価の対象外という理解で良いか。	<山形県回答> 「遊佐地域の将来像」3. (1)及び(2)、4. (2)①～③及び(3)①～③に関する具体的内容については、「ii)周辺航路、漁業等との協調・共生」の項目で評価します。
142	公募占用指針 別添6 2. iii)	遊佐沖におけるiii)地域経済波及効果は、ミドルランナーまでは定量的な地域経済波及効果の確からしさが求められているが、優れている・トップランナーでは、地域経済波及効果に関する記述がありません。R2のように波及効果の大きさを相対比較することはしないという解釈でよろしいでしょうか。	<山形県回答> 経済波及効果を含め、「優れている」、「トップランナー」で相対的に評価したいと考えております。

番号	該当箇所	質問	回答
143	公募占用指針 別添6 2. iii)	遊佐沖におけるii,iii)の採点基準の「ミドルランナー」には、「『良好』の基準を満たすものうち、提案内容を実現するために必要と思われる実績や体制面の根拠が示されているもの。」とあります。ここでいう実績とは事業者内の漁業協調・振興策を担う担当者の実績を指すのか、漁業協調・振興策を実際に実施する外注先の実績を指すのか、もしくは両方なのか、ご教示ください。	<山形県回答> 事業者の担当者あるいは外注先の如何にかかわらず、実績や体制面の根拠として適当であると考えられる合理的な理由を明確に示してください。
144	公募占用指針 別添6 2. iii)	遊佐沖におけるiii)の採点基準の「良好」には、「①『最低限必要なレベル』の基準を満たすものうち、提案内容を実現するための方法やスケジュールに具体性があるもの。②経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが一部不明確なもの。」とあります。  良好①記載の『「最低限必要なレベル」の基準を満たす』と「最低限必要なレベル」②にある「経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されていないもの。」を満たしていることとなります。そうすると、良好の②をみとさないこととなるため、良好を満たすコンソーシアムは皆無となります。  「最低限必要なレベル」の基準を満たすものうち「最低限必要なレベル」の基準①を満たすものうち、に修正いただけないでしょうか？ミドルランナーも同様です	<山形県回答> 「iii)地域経済波及効果」項目の「最低限必要なレベル」～「ミドルランナー」までの評価に当たっては、提案内容の具体性・実現可能性とともに、波及効果の確からしさを確認することとしており、評価基準を①と②に分けて設定しています。 このため、ご指摘の「良好」基準①の『「最低限必要なレベル」の基準を満たすものうち、』は、『「最低限必要なレベル」の基準①を満たすものうち、』を意味しています。ミドルランナーの基準①も同様に、『「良好」の基準①を満たすものうち、』を意味しています。
145	公募占用指針 別添6 2. iii)	山形県知事の優れている基準である「ミドルランナー」の基準を満たすものうち、遊佐地域の現状や課題を適切に踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域振興策の提案があり、その内容が優れているもの。」は、国の基準である「高い波及効果を有するもの」と異なると理解したが、遊佐沖において、波及効果の高さが同項目の優れている基準の評価対象になるかどうかについてご教示いただきたい。	<山形県回答> 本県知事の定める「優れている」基準が国の基準と異なることはご理解のとおりです。なお、波及効果が評価対象になるかどうかについては、142番の回答をご覧ください。
146	公募占用指針 別添6 2. iii)	質問① 漁業と直接的に関係のない地域振興策は別紙15にて提案、評価されるという理解でよいか。  質問② 別紙15の評価において、波及効果金額はミドルランナー以下の基準のみで評価されるという理解でよいか。つまり、『優れている』以上の評価を得るうえでは、波及効果金額の多寡ではなく、具体性、実現可能性、仕組み作りといった施策の内容が特に重視されるという理解でよいか。これまで、別紙15の評価軸としては経済波及効果の高低によることが一般的であったため、お伺いしたい。	<山形県回答> ①ご理解のとおりです。 ②経済波及効果を含め、「優れている」、「トップランナー」で相対的に評価したいと考えております。
147	公募占用指針 別添6 2. iii)	(最低限必要なレベル) ②について、確からしさが示された提案は満足せず、失格となるため、「経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているもの」に修正すべきではないでしょうか。 (良好) (最低限必要なレベルを修正したうえで)②について、確からしさが明確なものは該当せず、ミドルランナー基準の①を満足しないこととなるため、「・・・物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されているもの」に修正すべきではないでしょうか。 (ミドルランナー) (最低限必要なレベル及び良好を修正したうえで)②について、「・・・物流拠点の需要見込み等についての確からしさが明確なもの」に修正すべきではないでしょうか。	<山形県回答> 144番の回答をご覧ください。
148	公募占用指針 別添6 2. iii)	「優れている」の評価の考え方や協議会意見とりまとめ「遊佐町地域の将来像」に記載の「遊佐地域」とは遊佐町のみを指すのか。または近隣市町村も含むのか。近隣市町村も含むのであれば、具体名を挙げいただきたい。	<山形県回答> 89番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所	質問	回答
149	公募占用指針 別添6 2. iii)	iii)地域経済波及効果の「トップランナー」の考え方にある、「中長期の時間経過による社会環境の変化」とは、具体的にどのような変化を指しているのか明確にしていきたい。	<山形県回答> 120番の回答をご覧ください。
150	公募占用指針 別添6 2. iii)	トップランナー、優れているの基準では、経済波及効果の大きさや効果が中長期に及ぶかということは考慮されず、地域振興策の内容が評価されるという理解で良いでしょうか。また、経済波及効果の大きさや効果はミドルランナー、良好、最低限必要なレベルで評価されるとの理解で良いでしょうか。	<山形県回答> 経済波及効果を含め、「優れている」、「トップランナー」で相対的に評価したいと考えております。
151	公募占用指針 別添6 2. iii)	iii)地域経済波及効果の「良好」「ミドルランナー」を満たすには①「遊佐地域の将来像」に記載された地域の「振興策」(4.(1)①～⑥)全ての項目において実現方法やスケジュールの記載が必要との理解で良いでしょうか。	<山形県回答> ご理解のとおりです。なお併せて②経済波及効果の見込みについても満たす必要があります。
152	記載要領及び様式集	3.記載内容 パブコメ回答230番の記載内容から名称記載ルールが変更されたことを受け、再度確認させてください。風車メーカーが風車の据え付けやO&Mを実施する場合、協力企業扱いになるものと解釈しています。その場合、以下のような扱いと考えてよろしいでしょうか？ ・風車製造企業としての風車メーカー：名称記載可 ・風車機種：名称記載可 ・風車据付を行う協力企業としての風車メーカー：名称記載不可 ・O&Mを行う協力企業としての風車メーカー：名称記載不可 ・船種：名称記載不可 ・船舶を提供した企業：名称記載不可	風車メーカーは据付やO&Mを担う場合も企業名の記載は可能なので、名称記載ルールは以下のとおりです。なお、2024年1月19日公表のパブコメ回答230番からの変更という経緯を踏まえ、「SEP船や起重機船等の船名」が記載されていた場合でもただちに失格とはなりません。 ・風車製造企業としての風車メーカー：名称記載可 ・風車機種：名称記載可 ・風車据付を行う協力企業としての風車メーカー：名称記載可 ・O&Mを行う協力企業としての風車メーカー：名称記載可 ・船種：名称記載不可 ・船舶を提供した企業：名称記載不可
153	記載要領及び様式集	3.記載内容 「応募企業もしくはコンソーシアム又はSPCの構成員に該当する場合を除き、風車メーカーやアドバイザー等(資金・収支計画の適切性を検討・評価した財務やテクニカルアドバイザー等の専門家、発電量予測を行った第三者機関等に限る。)は、仮に協力企業であったとしても、副本に具体名を記載すること。」とありますが、出力抑制率や電力卸売市場価格の予測分析を行ったアドバイザー／第三者機関や、災害・事故リスクの分析を行ったアドバイザー／第三者機関の具体名を記載することは不可という理解で良いでしょうか。	ご質問の「出力抑制率や電力卸売市場価格の予測分析を行ったアドバイザー／第三者機関」や「災害・事故リスクの分析を行ったアドバイザー／第三者機関」については、その分析結果が資金・収支計画や発電量予測に織り込まれている場合、「資金・収支計画の適切性を検討・評価した財務やテクニカルアドバイザー等の専門家、発電量予測を行った第三者機関等」に該当すると考えられますので、名称の記載は可能です。
154	記載要領及び様式集	3.記載内容 各別紙の冒頭に目次を作成することが明記されましたが、目次に1枚を割く必要は無い(1頁目、目次の下部から本文が開始されることは問題ない)という理解で宜しいでしょうか。	見やすさの観点から目次と本文はページを分けてください。目次に1ページは使えるように全体のページ数上限を設定しています。なお、各別紙の全体ページ数を記載する場合は、目次も含めたページ数を記載ください(例：目次1ページかつ本文25ページの場合は、当該別紙の全体ページ数は26ページと記載すること)。
155	記載要領及び様式集	3.記載内容 パブコメ回答284番において、「様式3-1-4～様式3-1-20 様式指定の場所(右肩)に様式ごとのページ番号とページ数を記載し、下中央に「様式〇—PO」と記載」とある。例えば、別紙1が全25頁あり、そのうちの5頁目を示す時は、右肩「5/25」、下中央「様式3-1-4 - p.5」という表記で齟齬ないか。別紙1～17の総ページ数を記載する箇所はないという理解で齟齬ないか。	ご理解のとおりです。なお、各別紙の全体ページ数を記載する場合は、目次も含めたページ数を記載ください(例：目次1ページかつ本文25ページの場合は、当該別紙の全体ページ数は26ページと記載すること)。
156	記載要領及び様式集	様式3-1-3 県知事を除く関係市町村や漁業関係者等への意見照会是要旨のみが使用されるという前提のなかで、(本公募専用指針のパブリックコメントへの回答#27に記載しているように)漁業者による評価に資する風車配置計画を別紙14の要旨に記載する場合、相当の紙幅を割く必要があり、地域共生策に関して十分な説明ができない恐れがある。関係市町村及び漁業者が各事業者の地域共生策を十分に理解した上で評価を行うために、別紙14の要旨を2ページするなどの対応が必要ではないか。	公募の公平性の観点から、全事業者一律で1ページ以内の方針を維持しますので、記載を工夫ください。

番号	該当箇所	質問	回答
157	記載要領及び様式集	様式3-1-2 公募参加者(コンソーシアム又はSPC参加の場合は代表企業及びその構成員)自らの資本構成において、議決権40%以上の者がいない企業が存在する場合は、当該企業の名称が分かる資料を提出すること。(当該企業名を示したリスト等を想定。確認漏れを防ぐ趣旨。)  とありますが、「自らの資本構成において、議決権40%以上の者がいない企業が存在する場合」とは、どのようなことを指していらっしゃるかについて、具体的に補足頂きたく存じます。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではないですが、公募参加者(コンソーシアム又はSPC参加の場合は代表企業及びその構成員)の議決権構成の内訳が例えば、A社30%・B社30%・C社30%・D社10%、のように、40%以上の者(企業又は個人)がいないケースを想定しています。
158	記載要領及び様式集	様式3-1-2 様式3-1-2 1)において「※2 ほかの公募参加者との資本関係を確認するため、公募参加者(コンソーシアム又はSPC参加の場合は代表企業及びその構成員)自らの資本構成において(中略)議決権40%以上の者がいない企業がいる場合は、当該企業の名称が分かる資料を添付すること。」 パプコメ回答727番では「その旨を記載した資料(議決権40%以上のものがいない構成員を示したリスト等)を提出」 パプコメ回答659番では「該当していないことを明確に確認することが目的なので、該当ない場合はその旨を記載した資料を提出」とそれぞれ記載があるが、  例えばコンソーシアム(またはSPC)参加の場合において、代表企業、構成員①のいずれにも議決権40%以上の株主がいない場合、 ・「議決権40%以上の者がいない企業:代表企業、構成員①」と社名のみを列挙した資料を提出すればよいという理解でよいか。 ・それとも、代表企業の株主構成(A社、B社、C社・・・)と、構成員①の株主構成(D社、E社、F社・・・)を提出するという趣旨か。  後者の場合には、株主構成(会社名)をリスト化すればよく、A社、B社の出資割合は不要か。加えて、押印等は不要との理解でよいか。また、当該リストは、副本は全て黒塗りとなるか。	前者のとおり、「議決権40%以上の者がいない企業」の社名が分かるリストの提出で問題ありません。
159	記載要領及び様式集	様式3-1-2 促進区域内海域等の占用の期間を記載することとあり、記載する内容について確認させて頂きたい。ここでの占用の期間として、①公募占用の許可を受ける予定日から30年間の期間、または②占用区域内海域を実際に占有することとなる洋上工事での設置工事の開始予定日から撤去完了予定日までの記載が考えられるが、どちらを記載すればよいか。 また①、②以外の期間を記載する、ということであれば、その期間の開始日と終了日の定義について回答頂きたい。	占用許可の始期は許可日であり、公募占用計画の認定の有効期間を限度として許可することとなります。
160	記載要領及び様式集	様式3-1-2 設置工事開始予定日を記載することとあるが、記載する予定日は、陸上設備ではなく、洋上風力発電設備の設置工事開始予定日、という理解でよいか。 また、その設置工事開始予定日は、調達開始予定日ではなく、占用区域内において実際に当該設備の設置を開始する予定日、という理解でよいか。	2点ともご理解のとおりです。
161	記載要領及び様式集	様式3-1-2 記載する工事の時期は、前者は、別紙8に記載する陸上設備を含め、調達期間を含めた工事開始予定日から、運転開始予定日の前日、という理解でよいか。	始期及び終期ともに、資機材調達期間は含めずに、別紙8に記載する陸上設備及び洋上設備双方の着工時期及び設置工事完了日を記載することを想定していますが、別紙8の内容を要約した記載があれば問題ありません。なお、終期については運転開始予定日にも工事を行う可能性はあるため、必ずしも前日に設定する必要はありません。
162	記載要領及び様式集	様式3-1-2 様式3-1-2の5)として添付する公募占用計画の要旨(様式自由・A3横1枚)は、評価対象外との理解で相違ないか。評価対象となる場合、事業実現性に関する要素の評価・得点にどのように影響するのか明確化いただきたい。	公募占用計画の要旨は評価対象外ですが、公募占用指針第7章(3)3)に基づき、選定事業者の計画要旨を公表する際に使用しますので、正確に記載ください。
163	記載要領及び様式集	様式3-1-3 最低限必要なレベルに関する評価の考え方②「必要な資本金額の調達方法に実現性がない等不適切ではないもの。」とありますが、「必要な資本金額」とはSPCの親会社がSPCに拠出する資本金(すなわち、自己資本による調達金額)を指しており、プロジェクトファイナンスやコーポレートファイナンスといった負債による調達を含まないという理解で良いでしょうか。	自己資本のみならず、金融機関等からの負債による調達も評価対象となります。必要な資金の調達方法の実現性を確認する基準とお考えください。

番号	該当箇所	質問	回答	
164	記載要領及び様式集	様式3-1-3	本公募において配置計画も周辺航路、漁業等との協調・共生(別紙14関係)の要旨に記載することが求められている一方、上限枚数は1ページ以内のままとっております。本要旨をもとに地元関係者が意見を述べる観点からも、上限枚数を2ページもしくは3ページ以内にするよう再検討いただけないでしょうか。	公募の公平性の観点から、全事業者一律で1ページ以内の方針を維持しますので、記載を工夫ください。
165	記載要領及び様式集	様式3-1-3	「本要旨を用いて都道府県知事が関係市町村や漁業関係者等に対して意見照会を行う」とあるが、関係市町村や漁業関係者とは、協議会の構成員と理解して良いでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、最終的な意見照会先は意見作成者の県知事が決定します。
166	記載要領及び様式集	様式3-1-3	別紙15の要旨記載にあたり、図表を用いて良いと理解してよろしいでしょうか。	事業者の特定につながるものでなければ図表を用いても構いません。特定につながり得る場合、国が加工の上で都道府県に提供します。
167	記載要領及び様式集	様式3-1-3	別紙14関係要旨(1頁以内厳守)に、「※別紙4に記載する風車配置計画を記載すること」とあるが、風車配置計画図のみの記載で問題ないか。本要旨は1頁上限であり紙面制約を踏まえると、風車配置計画図のみの掲載しかできないが、風車配置計画図のみでは適切な配置をしているかどうか十分に説明できないため、配置の考え方や配慮事項まで記載する必要があると考える。別紙14関係要旨については、当該追記に伴い、2頁以内厳守に修正いただけないか。	公募の公平性の観点から、全事業者一律で1ページ以内の方針を維持しますので、記載を工夫ください。
168	記載要領及び様式集	様式3-1-3	地域共生策に関する方法やスケジュール、実績や体制について、別添に記載しても確認がなされないか。別紙への記載が求められるか。	ご指摘の情報は地域共生策の実現可能性等を示すために必要な情報だと考えられるため、各区域の県知事評価の考え方を踏まえ、適切に記載ください。
169	記載要領及び様式集	様式3-1-4	事業実施体制の概要において、「上記の役割をさらに細分化して、それぞれの役割の主たる者を整理、記載いただいで構いません」とあるが、「開発・建設・運転段階」とおり細分化し記載しても評価対象であると理解してよいか。	ご理解のとおりです。「最低限必要なレベル」基準①のとおり、「応募企業、コンソーシアム、SPC構成員及びそれらの協力企業について、風車の設置や海洋土木工事、発電事業の運営等の役割分担について具体的に記載されているもの。さらに、役割の主たる者が明確なもの」かどうかを評価します。
170	記載要領及び様式集	様式3-1-4	2024年1月19日のパブコメ493番において、「工事着工前の開発段階の体制や撤去期間中の体制は評価対象外であり記載不要であり記載不要という理解でよろしいでしょうか」という質問に対し、「ご理解のとおりです。」という回答であった。  様式3-1-4のSPC役員の経歴確認や、様式3-1-5において開発期間についての項目もあり評価対象であることから、前回パブコメ493番については撤去期間中の体制が記載不要・評価対象外であり、工事着工前の開発段階の体制は評価対象という理解でよいか。	2024年1月19日公表のパブコメ回答493番の趣旨は、事業の全体に係る工事着工前の開発期間(調査・設計期間を想定)及び撤去期間においてSPCがどのような実施体制で事業を進めるのかに関しては「事業実施体制・実績」項目において評価対象外として扱うというものです。 他方、「最低限必要なレベル」基準②に基づき、「風車の設置」の役割を担う主たる者の実績の有無は評価対象ですので、別紙2(様式3-1-5)には一体不可分と考えられる開発段階の実績も記載いただくことを想定しています。また、「ミドルランナー」基準②について、SPCの役員が洋上風力発電事業の開発段階の経験を有する場合は評価され得ます。
171	記載要領及び様式集	様式3-1-4	<2024年2月2日公募説明会質問> 別紙1事業実施体制の全般に関して、既に選定済みのラウンド2の案件と同じチームやメンバーがラウンド3を実施する場合、その兼務の実現性について合理的な説明の記載が求められるという理解でよいか。	42番の回答をご覧ください。
172	記載要領及び様式集	様式3-1-5	様式集の別紙2「各企業の役割に応じた実績」にて指定された表の枠外にて、役割を主に担う者以外の洋上風力発電に関わる取組み(開発・建設中の洋上風力発電事業等)を記載した場合、これにより評価が下がることはないという理解で良いでしょうか。	記載することは可能ではありますが、評価対象にはなりません。また、ページ数の上限は厳守ください。

番号	該当箇所	質問	回答
173	記載要領及び様式集	様式3-1-6 売電収入以外の定義(実施主体や事業内容など)を教えてください。  本事業に関わらない事業を審査することになると、その事業(仮に水素)における事業の確からしさや収入確度、イニシャルコスト、ランニングコスト、体制なども本事業モデルに入れ込み審査することになる。洋上風力発電事業の公募に係る事業収支を審査する上で本項目が必要なものが改めてご検討いただきたい。別事業のCFモデルが入り、洋上風力発電事業の審査が正しくできないのではないかと。	本公募は、再エネ海域利用法に基づき、促進区域において「海洋再生可能エネルギー発電事業」※を行う最も適切な事業者を選定するものです。そのため、基本的には「海洋再生可能エネルギー発電事業」に基づく収支計画を作成いただきますが、発電した電気の一部を水素製造等に活用して収入を得ることを妨げてはなりません。なお、5番の回答もご覧ください。 その上で、本記載欄を設けた趣旨としては、上記の考え方を満たしかつ売電収入には分類されない収入を仮に計画していた場合に記載できる欄を念のため設けたものであり、すべての事業者の計画で記載されることを想定しているものではありません。記載のない場合は「計画なし」と、その旨が分かるように記載ください。 ※「海洋再生可能エネルギー発電事業」は再エネ海域利用法第2条第4項のとおり、海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した電気を市場取引等により供給、又は特定契約により電気事業者に対して供給する事業を指します。
174	記載要領及び様式集	様式3-1-6 SPCとはその名の通り1つの事を行う目的で設立される会社であるため、SPCが売電収入以外の収入を得る事はそもそも有り得ない事であり、本公募上は寧ろ禁止事項に該当するのではないかと。 もし何らかの理由でそれが認められるとした場合： ①売電収入以外の収入を得る事業は収入だけを記入し、費用は記入不要なのか。財務三表への記入は求められるのか。風力発電事業と費目が被るがどう区分するのか。 ②売電収入以外の収入を得る事業に関するリスク分析は必要なのか、不要なのか。 ③感度分析の結果、風力発電事業だけではLLCRを満たさない場合、売電収入以外の収入を加えて満たす事が制限なく認められるのか。 ④SPCが売電収入以外の収入を得るためにSPC自身が生産した電力を用いることは、公募上及びFIP制度上認められない事を確認したい。	173番の回答をご覧ください。
175	記載要領及び様式集	様式3-1-6 EBL・消費税ローンは借入形式「その他」として記載するという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	記載要領及び様式集	様式3-1-7 公募占用計画第6章(2)2)および様式集3-1-7(別紙4)ならびにパブリックコメント524についてお聞きします。  (1) 港湾法第37条第1項第1号に該当する行為が予定されている場合は当該許可に関わる様式を入手し、必要事項を記載した上、関連資料を公募占用計画に添付する。また、別紙4にも様式集として指定されているフォーマットに必要事項を記載する。と理解して差支えないでしょうか。  (2) 公募占用指針34ページに示された【占用の区域等のイメージ】図を拝見する限り海域のみを示すように読み取れますが、上記(1)の対象は海域による海底送電線による占用のみを対象としているという理解でよろしいでしょうか。それとも海底送電線以外(例えば係留施設等)による海域の占用やO&M建屋等の陸域の占用が予定される場合はそれらも含まれるのでしょうか。  (3) また、(1)について関連資料とは具体的に何を想定しているのかご教示いただけますでしょうか。当該許可申請書に通常添付される添付資料(設計図面や構造計算書等)を指しているのでしょうか。仮に設計図面等を指す場合、どの程度の熟度の資料を用意する必要がありますでしょうか。  (4) 上記(1)～(3)とは別に、港湾法第37条第1項第2号又は第4号および港湾法第38条の2第1項又は第4項に該当する行為が予定されている場合は、当該行為にかかわる様式を入手し、必要事項を記載した上、公募占用計画に添付する。また、別紙4にも各事業者で項目を設けて記載するものと理解して差支えないでしょうか。  (5) 上記(4)の場合、(1)～(3)の場合と異なり、関連資料の添付は求められていないと理解しているが、差支えないでしょうか。  (6) 上記(1)～(5)いずれの場合においても、事業者選定後に変更が生じた場合、公募占用計画の変更手続きに従うものと理解しておりますが、その理解で差支えないでしょうか。	(1) ご理解のとおりです。当該許可に関わる様式については、証憑書類として提出ください。 (2) 海底送電線及び係留施設等の海底送電線以外の海域を占有する区域を記載ください。陸域の占有範囲は記載対象外です。 (3) 当該許可申請書に通常添付される添付資料を想定しておりますが、許可に必要な書類については具体的には各港湾管理者へお問い合わせください。 (4) ご理解のとおりです。 (5) (4)の場合でも関連資料をご提出ください。 (6) ご理解のとおりです。

番号	該当箇所	質問	回答
177	記載要領及び様式集 様式3-1-10	※陸上設備の施工計画・工事実施方法は記載不要。との記載に係るパブリックコメント31番への回答について、地域経済波及効果(別紙15)および国内経済波及効果(別紙16)に関する言及がないが、いずれの別紙においても評価対象で間違いはないか。	陸上工事に係る最終需要増加による経済波及効果は、「地域経済波及効果」及び「国内経済波及効果」において評価されます。
178	記載要領及び様式集 様式3-1-11	公募占用指針第5章(3)4)iii)より、その他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象に因り迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始できなかった場合は、保証金没収免除要件に該当すると理解するが、出荷国における天災や出荷港の不全は正にその事象に該当すると考えるため、矛盾が生じているように見える。出荷国における天災や出荷港の不全は削除頂きたい。	「出荷国における天災・出荷港不全」リスクに対しては、サプライチェーンの複線化など事業者の創意工夫によって対応策を検討する余地があるため、必ずしも「その他当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象」とは考えていません。 2024年1月19日公表のパブコメ回答44番で示した以下の考え方に基づき、「その他当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象が生じた場合」を判断します。 ●公募占用指針で示すとおり以下2点をどちらも満たす場合というのが前提。実際の判断は、個別事案ごとに国の現地調査による確認等を経た上で行う。 ・選定事業者の自己の過失によらないものであること ・当該事象による障害が取り除かれ次第、選定事業者が遅滞なく事業を進める意思と経済的・技術的能力を有すると判断ができること ●例えば選定結果公表など、公募占用指針第4章に記載のスケジュールからの大幅な遅延は該当する。 ●本公募では、「建設面(WF認証等)や環境面(環境アセス等)、系統・港湾整備等に関する許認可の申請・承諾プロセスが難航するリスク」や「生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、建設に必要な部品や船舶がスケジュール通りに調達できないリスク」のリスクシナリオが必須検討項目で、未然防止策・リスク発現時の対策が優れた計画を評価する。したがって、これらに関連する事象が該当するかの判断に当たっては、リスクシナリオ作成時点での想定可否も考慮して判断を行う。
179	記載要領及び様式集 様式3-1-11	<2024年2月2日公募説明会質問> 【様式3-1-11】に関して、(1)で生産遅延出荷国における天災、出荷港不全輸送中の事故等により、建設に必要な部品や船舶がスケジュール通りに調達できないリスクが記載されているが、一方で公募占用指針の第5章(3)4)iii)に、「その他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象により、迅速性の評価点が下がってしまう日までに発電設備の運転開始ができなかった場合は、保証金の没収免除要件に該当する」と記載されている。出荷国における天災や出荷港の不全は、まさにその事象に該当すると思われるが、様式の記載内容と矛盾が生じているように思われる。矛盾が生じているとすれば、フォーマットの方記載は削除いただきたい。	公募占用指針第5章(3)の保証金没収免除事由については、確かに激甚災害や武力行使等ということで発電当事者のコントロールまた回避が可能でない事象が生じた場合を上げておりますが、こちらは一律に天災だから除くという規定ではございません。 したがって、出荷国における不全が起こった場合、直ちにこの免除事項に当たるわけではございませんので、事業者にて、遅延リスクの検討内容を記載する場合には、公募占用指針第5章(3)で定める保証金没収免除の対象になると判断された事項を除いていただくようお願いいたします。
180	記載要領及び様式集 様式3-1-12	運転スケジュールに関連して、建設段階のSPC体制から運営段階のSPC体制への移行工程について、表とは別に具体的に記載することが指示されているが、この内容はどの評価項目のどの評価区分で評価されるのかご教示いただきたい。	「運転開始までの事業計画」項目の「最低限必要なレベル」基準①で評価します。2024年1月19日公表のパブコメ回答100番のとおり、スケジュールについては、運転開始前後を整合性も含めて一体的に評価することが適切と考えますので、建設段階のSPC体制から運営段階のSPC体制への移行工程の妥当性をお示しください。
181	記載要領及び様式集 様式3-1-12	別紙9の記載項目に「運転スケジュールに関連して、建設段階のSPC体制から運営段階のSPC体制への移行工程について、表とは別に具体的に記載すること」とあるが、移行に関する時系列のバーチャート工程よりも建設から運営への移行プロセスや検討項目自体が評価の対象となるとの理解で良いか。また、具体的に記載すべき項目は何か。	移行工程のスケジュール及び検討項目の両方をお示しください。適切なスケジュールで円滑な体制移行ができるかについて妥当性を評価します。
182	記載要領及び様式集 様式3-1-13	パブコメ回答164において「計画外修繕」は「⑤その他」に含まれるとのことであるが、別紙10の構成を考えた場合に、各設備における運転・維持管理の記載を一つにまとめ記載したほうが良いと考えるため、設備の「対応方針」に記載することが良いと考える。このことから、「計画外修繕」を各設備の「対応方針」に記載することも許容いただきたい。	各設備の対応方針の中に計画外修繕の内容が明確に記載されているのであれば、各設備の対応方針の欄への記載は問題ありません。

番号	該当箇所	質問	回答	
183	記載要領及び様式集	様式3-1-15	<p>主要なハードに係るサプライチェーンの詳細の記載例に含まれている「調達量」に関し、意見募集の結果（パブリックコメント）の#66と#171の「ご意見に対する考え方」が矛盾しているように思う。どちらの考え方が正確か？</p> <p>#66主要なハードに係るサプライチェーンの詳細の表内において「調達量」とあるが、これは在庫保管場所が洋上風車の最寄りの倉庫となる場合、在庫保管量を調達量として記載すればよいか。⇒ご理解のとおりです。</p> <p>#171 各サプライヤーから運転開始前～運転期間中に渡って調達する部品等の調達量を明記することを求めています。</p>	<p>様式集別紙12に記載のとおり、ハードに係るサプライチェーン形成計画における「調達量」としては、「運転開始前～運転期間中に渡って調達する部品等の調達量」を記載ください。</p> <p>仮に計画を踏まえ、在庫保管量と調達量が同等と考えられる場合は、2024年1月19日公表のパブコメ回答66番のとおり、在庫保管量を調達量として記載ください。</p>
184	記載要領及び様式集	様式3-1-15	<p>2024年2月2日開催の説明会にて言及があったが、パブコメ回答175番において「本項目で記載する物流体制の確保は、電力安定供給の評価基準のトップランナー項目のみで評価されると理解してよいか」の問いに「ご理解のとおり」との回答は誤りであり、パブコメ回答122番や公募占用指針記載の評価基準（ミドルランナー「②ソフト（人材等）に係るサプライチェーンについて、安定供給・早期復旧のためのメンテナンス人材の育成・確保、物流拠点や輸送手段の確保等を具体的に検討している。」）が正しいとの理解で齟齬ないか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
185	記載要領及び様式集	様式3-1-15	<p>部品Xの調達量に関して、今次公募から様式集の記載表内に「運転開始前～運転期間に渡る調達量」との記載が追加されたが、これは各部品に関して、運転期間に渡る故障率からどの程度の交換需要（調達需要）が発生するかを算出する意図を持つものか。パブリックコメント#66の回答に関しては、最寄りの倉庫での在庫保管量を調達量とすることとしており、前者は運転期間に渡る調達量に対し、後者は一時点における保管量を指すことから、いずれが調達量の定義として意図されているのか確認した。</p>	<p>183番の回答をご覧ください。</p>
186	記載要領及び様式集	様式3-1-15	<p>2024年1月19日のパブコメ532番において、「複数の海域で重複する期間に同一の船舶の利用を前提とした事業計画が提出された場合、どのように審査・評価されるのでしょうか。」という質問に対し、「仮にそのようなケースがあった場合には、船舶の利用の確実性について詳細に確認し評価することになります。」という回答であった。</p> <p>これに関し、2024年2月2日の説明会において、「記載ルール上、船舶名は記載しない方向となった。」との説明があったが、船舶名の記載なしにどのように同一期間での同一船舶の重複利用を審査/確認/評価されるのか。</p>	<p>2024年2月2日の説明会において、「記載ルール上、船舶名は記載しない方向となった。」とご説明した箇所は、副本の記載ルールを示したものです。国の担当者は正副ともに確認可能なため、他海域の事業との同一期間での同一船舶の重複利用を確認/評価が可能です。</p>
187	記載要領及び様式集	様式3-1-16	<p>&lt;青森県殿への質問&gt;</p> <p>公募対象海域の関係する行政機関等との調整実績について、運転段階には至っていなくとも、当該海域での海域調査など青森県内における洋上風力発電事業に関する調整実績があれば、2nd roundの都道府県と同様に親和性の観点からも評価に値すると考えるが、青森県殿の評価基準について明らかにしていただきたい。</p>	<p>&lt;青森県回答&gt;</p> <p>74番の回答をご覧ください。</p>
188	記載要領及び様式集	様式3-1-17	<p>「公募占用指針第2章(5)2)に記載された事項への対応方針を記載すること。特に、協議会意見とりまとめ「3. 留意事項」及び「4. 将来像」の各記載や公募占用指針に記載されている各説明会における説明内容との対応が分かるように記載すること。」との記載に対して、遊佐沖の別紙14,15に関わる評価基準を踏まえ、意見取りまとめにおける漁業協調・振興策と地域振興策に関連する内容を分けて別紙14,15に記載すべきか、それともすべて別紙14に記載すべきかについてご教示いただきたい。</p>	<p>山形県遊佐町沖において、山形県から、漁業協調・振興策は別紙14、地域振興策は別紙15で評価する方針が示されているため、それぞれを各別紙で書き分けてください。</p>
189	記載要領及び様式集	様式3-1-17	<p>別紙14に風車配置図を記載することが規定されている。</p> <p>一方、すでに漁協が各社の配置図を入手している場合、配置図を持って事業者を特定することが可能と考えられる。応募者の秘匿性・公平性の観点から、風車配置の考え方を示すのみとすべきではないか。</p>	<p>国から県に知事意見聴取のために資料を提供する際に、風車配置計画等によって事業者が特定される懸念がないかを確認し、公募の公平性を損ねないよう必要な対応を行います。</p>

番号	該当箇所	質問	回答
190	記載要領及び様式集 様式3-1-17	別紙14に、「※別紙4に記載する風車配置計画を記載すること」とあるが、別紙14関係要旨とは異なり、風車配置計画図と共に、配置の考え方や配慮事項も含めて記載を求められているとの理解で良いか。	別紙14には、風車配置計画とともに、その根拠となる配置の考え方や配慮事項等もお示しください。また、様式集別紙14関係要旨に記載しているとおり、要旨にも風車配置計画を記載ください。
191	記載要領及び様式集 様式3-2-4	公募上の協力企業(EPC等)に限らず、開発・建設・運営・地域共生等の様々な分野で第三者から関心意向表明書を受領することが想定されます。公募上の協力企業以外から受領した関心意向表明書については印鑑証明の添付は不要と理解していますが、差支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。印鑑証明が必要な資料は記載要領及び様式集に定めのあるもののみです。
192	記載要領及び様式集 様式3-2-8	コンソーシアムの場合、構成員ごとに作成することとなっているが、代表企業以外については、1枚目には代表企業ではなく、構成員名と構成員の印鑑を押印することでよいか	ご理解のとおりです。応募コンソーシアム名、構成員名、所在地、構成員代表名を記載し構成員の印鑑を押印ください。
193	産業関連分析ファイル (入力用)総括表	洋上風力のサプライチェーンに直接関連しない下記のような設備等でも、設備投資に含まれますか。 1)本プロジェクトの電力を利用して事業者(あるいは本プロジェクトの電力の販売先の会社)が他部門の事業のための工場等を新設する場合 2)主として発電所の維持・保守作業に従事する人員を顧客とするが、一般向けにも営業する宿泊設備や商店等を事業者(あるいは協力企業)が新設する場合	産業関連分析ファイルの「建設投資」「設備投資」に記載する新規投資が、本公募事業によって行われる場合は経済波及効果として計上可能ですが、他事業のための新規投資の計上は認められません。判断に迷う場合は国まで相談ください。なお、各投資項目の用語定義については、Excelファイル内の定義を記載しているシートを参照ください。
194	産業関連分析ファイル (入力用)総括表	本項目は、発電設備容量を公開されている系統容量に対して過積載とし、併設蓄電池等設備による送電量増加、あるいは併設水素生産設備等により熱供給量を増加させることも評価対象として含まれますか。	併設蓄電池等設備による送電量増加及び併設水素生産設備等による熱供給量増加に伴う最終需要増加額が、十分な根拠と共に示されていれば評価対象となります。
195	産業関連分析ファイル(山形県)	パブコメ回答296番に「山形県が公表している産業関連分析ツールに雇用者誘発数の計算が組み込まれていないため、本ツールでも自動計算されません。そのため、本海域では雇用者誘発数ではなく就業者誘発数で評価することとします。なお、公募参加事業者が独自に雇用者誘発数を算出することは妨げません。」とあるが、雇用者誘発数の算出有無は、表現の違いであり実際の効果に差が出るものではないため、評価に差は生じないとの理解で良いか。	ご理解のとおりです。
196	パブリックコメント 1番、54番	商業運転開始前の試運転期間における、売電収入と無関係の収入につき質問させて頂きたい。 パブリックコメント#1では運転開始日前の商業運転を前提とした公募占用計画を作成・提出することはできないとされている。#54では売電収入と無関係の収入(例えば、発電電力から製造した水素を取引することで得られる収入)を収支計画に含めることはできると回答されている。 以上踏まえ、試運転期間における発電電力から製造した水素を取引することで得られる収入(売電収入と無関係の収入)を収支計画に含めることは可能かご確認頂きたい。	173番の回答をご覧ください。
197	パブリックコメント 19番	一般的に先行確保事業者が、計画を事前に開示することはないものと理解しますが、“先行確保事業者の計画と類似した設備配置計画の作成”とはどういう状況をイメージされているのでしょうか？	工事の進捗を引き継げるように、一般送配電事業者が施工する部分について先行事業者と同じ計画とする等を想定しています。詳細は一般送配電事業者と協議ください。
198	パブリックコメント 23番	「洋上風力発電事業のどのフェーズの経歴かを明確に記載してもらうよう別紙1【様式3-1-4】2.(2)を修正」されていますが、開発・建設・運営の3段階のうち、いずれの役員にも経験が無い段階があったとしても、他の段階の経験を一定以上有していれば、総合的に評価され、ミドルランナー②の評価の考え方を満たすという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	該当箇所	質問	回答
199	パブリックコメント 25番	“見積期限が選定結果公表日まで有効であることは必ずしも要求しない”というのは、有効期限の有無で、評価に優劣はないという理解で良いでしょうか？	2024年1月19日公表のパブコメ回答25番のとおり、見積書は公募占用計画提出時点で有効なものを提出ください。また、見積書記載の発注時期や納期については、別紙5等で記載されている事業スケジュールとの整合性をとってください。 これらの点が満たされていれば、見積書の有効期限の有無のみをもって評価に差はつきません。
200	パブリックコメント 31番	陸上設備における構造ならびに施工方法については評価対象外であると理解している。仮に、「調整力の確保や系統混雑の緩和に資する施策」として蓄電池を提案する場合、陸上設備として扱われ、構造や施工方法については評価の対象外という理解で正しいか？	2024年1月19日公表のパブコメ回答31番の趣旨は、「運転開始までの事業計画」項目のうち「最低限必要なレベル」基準⑤及び基準⑦等で確認する工事の確実性の評価に当たっては、陸上設備の構造や施工計画は対象外ということです。 他方、「運転開始までの事業計画」項目の「トップランナー」基準②については「調整力の確保や系統混雑の緩和に資する施策」として優れているかの観点で評価を行うため、取組の実現可能性等を示すために蓄電池等の陸上設備の構造や施工方法に関する適切な記載があれば評価対象になり得ます。
201	パブリックコメント 32番	「主たる者として複数企業が関係行政機関の長等との調整を担う場合は、最も評価が低い企業の実績を評価対象として扱う。」とある。例えば、国内洋上風力の実績を持つ企業Aが調整の主たるものとして調整を行い、国内洋上の実績が乏しい企業Bが調整のサポートを担うケースにおいては、国内洋上風力の実績を持つ企業Aを評価する、という理解で正しいか。	ご理解のとおりです。
202	パブリックコメント 32番	「調整実績」の考え方に関し、運転段階に至っている案件において、他の案件実績に比べて運転期間が長く、調整期間の実績が長いと言える案件や当該海域と一部の調整先が同一等により親和性が高い案件と言える案件の調整実績はより高く評価されるとの理解で正しいか。	ご質問は「関係行政機関の長等との調整能力」項目の「トップランナー」基準に関するものと理解しておりますが、各県知事の評価の考え方に沿って評価が行われることとなります。
203	パブリックコメント 40番	<2024年2月2日公募説明会質問> パブリックコメント40番では、当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象について保証金の没収免除を受けるとの記載がある。例えば、酒田港では、2028年の4月が遅れた場合や東北電力ネットワークより回答があった連系開始時期の遅延は本条項に該当するものではないかと考えている。事業者側でも改善を図ることは前提となるが、それでも運転開始が遅れた場合、本条項に該当するか。	24番の回答をご覧ください。
204	パブリックコメント 44番	「発電所とは地理的に隔離されており、かつ発電所が接続する系統とは異なる系統連系を行い運用する蓄電池(いわゆるスタンドアロンの蓄電池)」に関する意見に対して「根拠資料とともに適切な内容が記載されている場合、第三者委員会の意見も踏まえ、評価されます。」との考え方が示されています。蓄電池に限らず、地理的に隔離されており、必ずしも系統に連系されないその他の調整力・系統混雑緩和策(例えば、水素製造装置)についても適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
205	パブリックコメント 44番	評価の考え方「②設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの」に係る照会に対して、「具体的な取組内容としては、需給バランスや系統混雑による出力制御に対応する送配電事業者としての取組ではなく、それでもなお発生する余剰電力に対応するため発電所側でとることのできる取組(例:発電量予測精度の向上、蓄電池の設置等)を評価します。」とある。これに関して以下2点ご教示いただきたい。 ・本件評価を高めること(例えば蓄電池の投資)が事業採算性とトレードオフになる場合、国はどちらを優先すべきと考えるか。 ・トップランナー基準を満たす調整力の要件は何か(蓄電池のスペックを決められるレベルでのご回答をお願いします)。	一点目について、国としては公募占用指針で示す評価基準に沿って評価を行い、最も適切な事業者を選定しますので、計画における優先順位は事業者にて判断されるものと認識しています。 二点目について、ご質問の趣旨が必ずしも明らかではないですが、余剰電力に対応するための調整力の確保を想定しています。
206	パブリックコメント 44番、182番、209番、210番	No.44の質問への回答として、「発電所側でとることのできる取組を評価」とある一方で、No.209、No.210は発電所側ではない取組も評価対象となるような回答となっているが、No.44の通り発電所側でとることのできる取組が評価対象であるとの理解で正しいか。	52番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所	質問	回答
207	パブリックコメント 54番	「仮にプロジェクトに関連する売電収入以外の収入(例えば、発電電力から製造した水素を取引することで得られる収入)がある場合、当該収入を収支計画に含めることは可能か。」との意見に対し、「可能です」との考え方が示されております。当該「売電収入以外の収入」は、収支計画に含められる以上、経済波及効果の計算に含めることができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。他方、173番の回答もご覧ください。
208	パブリックコメント 54番	「仮にプロジェクトに関連する売電収入以外の収入(例えば、発電電力から製造した水素を取引することで得られる収入)がある場合、当該収入を収支計画に含めることは可能か。」との意見に対し、「可能です」との考え方が示されております。「プロジェクトに関連する」ものと評価される収入の定義をご教示ください。	173番の回答をご覧ください。
209	パブリックコメント 62番	「浮体式太陽光や水素製造・発電等の風力以外の技術を導入し、促進区域内海域を最大限に活用していくことは可能か」という問いに対し「本公募事業の対象は、公募占用指針第2章(1)1)のとおり「着床式洋上風力」であり、他の電源種が促進区域内を占有することは想定していません」との回答となっておりますが、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する提案として水素製造や蓄電池の設置を含む場合も促進区域外に設置する必要があるとの認識で相違ないでしょうか。	水素製造設備や蓄電池等の設置については、地元調整等を行った上で、再エネ海域利用法第10条に基づき、国土交通大臣の許可が得られた場合には、促進区域内に設置することは、法律上可能となっております。ただし、当該施設は、公募占用指針第1章(2)1)にて定義する海洋再生可能エネルギー発電設備が「洋上風車、洋上変電施設、観測塔、洋上風力発電に係る海底送電線・通信ケーブル」とされており、水素製造設備や蓄電池は含まれません。そのため、当該施設を設置する計画とする場合には公募占用指針第6章2) i)「促進区域内海域の占有の区域」に含むことができない点にご留意ください。
210	パブリックコメント 72番、794番	公募期間における地元関係者等の接触に関して、番号72では「海域調査(風況・海底地盤・海象調査)に限定します」との記載があり、番号794では、発電設備等の詳細なレイアウト検討に漁業者との「公募段階では個別の詳細な協議が求めている」との記載があります。即ち、発電設備等の詳細なレイアウト検討は、海域調査(風況・海底地盤・海象調査)には該当せず、これに関して個別に詳細な協議が求められていないことから、地元関係者等と個別に接触し協議を行うことは、接触禁止行為に該当するのでしょうか。	ご理解のとおりです。レイアウト検討といった海域調査(風況・海底地盤・海象調査)以外の目的による地元関係者への接触は禁止です。
211	パブリックコメント 106番	パブコメ#106に関して、県内人材雇用を提案した場合、評価が高くなるのかという質問に対して、「運転開始以降の事業計画」では地域経済波及効果は評価対象になりません。とご回答頂いております。こちらに関して、下記項目について確認させてください。 ①別紙10のメンテナンス人材の教育・育成、雇用機会創出について、県内企業や教育機関を通じた県内人材の積極的な雇用・育成策については評価されないということか。②別紙12にも同様に人材の調達・育成の評価区分が設けられているが、こちらにおいても、事業実施地域に近接する人材の調達・育成に関する提案に差異を設けないということになるか。	地元人材の雇用は地域経済波及効果として別紙15で評価されるものであるため、別紙10や別紙12においては評価対象外ということです。別紙10では確実な維持管理実施、別紙12では電力安定供給の観点からメンテナンス人材の確保・育成の取組を評価します。
212	パブリックコメント 116番	トップランナー評価の事業者が複数いる場合の相対評価は、トップランナー項目でのみ行われ、ミドルランナー項目は使用されないとの理解で正しいでしょうか。説明会では、ミドルランナーの評価は考慮しないが、トップランナーとリンクする項目で有れば多少は考慮するというご回答で、「使用する場合がある」との意図と理解しております。	2024年2月2日の公募説明会での説明のとおり、基本的には「最低限必要なレベル」～「トップランナー」の各区分ごとに、基準を満たすかどうかを評価します。33番の回答もご覧ください
213	パブリックコメント 116番	「相対評価」について伺いたい。例えば、事業実施体制・事業実施実績におけるトップランナーを評価される際は「当該洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、実務経験を有する人材の確保や適切配置など、事業実施体制が具体的に示されているもの」の項目内で相対的に評価を行う、という理解で正しいか。たとえば、トップランナー項目ではないミドルランナーの「①SPCの意思決定方法、リスク管理体制、地域共生に関する体制が明確である」を相対的に評価をするものではない、という理解で正しいか。	前段について、「優れている」「トップランナー」については基本的には相対評価を想定していますが、最終的には第三者委員会での議論を踏まえて評価されます。後段について、「ミドルランナー」までは相対評価を行うことは想定していませんので、ご理解のとおりです。
214	パブリックコメント 119番、287番	#119では、事業者としての創意工夫を期待する、とある一方で、#287においては、風車メーカーの取り組みについても具体的な提案とともに、確からしさの合理的な説明がなされていれば、評価されえます、とある。風車メーカーの取り組みは評価となりうるかを再度確認したい、またされうる場合、事業者としての施策の方が風車メーカーの施策よりも高く評価されるとの理解で正しいか？	「電力安定供給」「地域経済波及効果」「国内経済波及効果」の項目に共通することですが、本公募では公募段階で風車メーカーは1者に選定され協力企業として計画に組み込まれるため、風車メーカーの取組も公募参加者の計画の一部として評価対象となり得ます。他方、風車メーカーの数が限られる中、風車メーカーの取組では差がつかないことが予想されるため、発電事業者側の取組も重要です。

番号	該当箇所	質問	回答
215	パブリックコメント 174番	「青森県沖日本海(南側)」、「山形県遊佐町沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針(案)」に関する意見募集の結果の番号174にて、対応箇所を分かりやすく正確に記載いただければ各区分の基準ごとに評価します。という考え方が示されているが、これは、【様式 3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応、に対応箇所を記載することを指しているのか？ 番号174の考え方は、何に記載することを指しているのか明確にいただきたい。	【様式 3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応及び別紙12の中で、「優れている」や「トップランナー」の各基準への対応が分かるよう記載があれば評価されます。
216	パブリックコメント 197番	都道府県知事意見作成のために、都道府県は、関係市町村や漁業関係者等への意見照会を行うものと認識していますが、青森県殿・山形県殿は、どの主体に意見照会を行うかあらかじめご公表いただくことは可能でしょうか(R2では結局どなたに要旨がまわったのか不明でしたので)	県知事意見作成に当たっての意見照会先の公表は予定していません。
217	パブリックコメント 199番、200番	2024年1月19日公表の意見募集の結果(パブリックコメント回答)の#199、200についてご質問したい。 雇用者数の評価は、あくまでもSPCを想定しているとのことだが、洋上風力事業では事業の効率性を高めるために子会社を設立するケースが多い。その場合、本来SPCで抱えるべき人員を子会社で雇用し事業を行うこととなる。 現状の回答によれば、子会社で雇用する人員は協力企業で雇用する人員に該当し、評価対象とならないこととなるが、これは事業者の効率的な事業運営を阻害することとなるため、評価の考え方を再考いただきたい。 そもそもSPCであれ子会社であれ、本事業によって地域・国内人材の雇用が生じることに変わりはなく、雇用される会社が異なるだけで評価に違いが生じるのは適切な評価基準とはいえない。	協力企業とは異なり、事業実施会社(将来のSPC)が本公募事業のために立ち上げる子会社による雇用は、実質的にはSPCによる雇用と同等と見なすことができる場合があります。事業実施会社による地元雇用が評価対象、という点は維持しますが、事業実施会社の子会社による雇用等、実質的に事業実施会社の雇用と同等と見なすことができる根拠が明確に説明されていれば、評価され得ます。
218	パブリックコメント 222番	発電量予測の平均化期間について、「原則」、「運転期間」で算定ください。ただし、困難な場合は、その事情を記載すれば運転期間に近い期間の分析結果にて代替可能です」との回答となっておりますが、運転期間に近い期間の分析結果を用いた場合、評価に影響はないか、ご教示ください。	適切に事情が説明されている場合、運転期間に近い期間の分析結果が用いられていることのみをもって評価に差はつきません。
219	パブリックコメント 225番	<2024年2月2日公募説明会質問> パブコメの225番の回答について、公募占用指針第8章(3)vii～ixの評価項目は、都道府県知事意見を最大限尊重する項目であることから、基準①、こちらを満たさない場合は②以降の評価基準に沿って国が評価を実施しますと記載がある。 この内容というのは基準①、県知事の方からミドルランナーという評価があったとしても、②以降の評価基準がトップランナーであれば、トップランナーになる理解でよいのか。 また、パブコメ内容と逆の内容で、県知事意見が仮にトップランナーであって、②以降の評価基準がミドルランナーと評価された場合はどのようなようになるか。	「地域経済波及効果」、「関係行政機関の長等との調整能力」、「周辺航路、漁業等との協調・共生」の3項目についての評価は、県知事意見を最大限尊重することになります。しかし、仮に県知事意見が第三者委員会での審議を経て合理的ではないと判断された場合、国で評価を行うこととなり、その上で、その事業者の計画が「トップランナー」基準を満たすと第三者委員会で結論が出た場合は、当該事業者の計画は「トップランナー」と評価されます。
220	パブリックコメント 308番	<2024年2月2日公募説明会質問> パブリックコメント308で、公募保証金第2次、第3次の控除について、事業履行にかかる保証の二重負担を解決することが目的と回答があった。 仮に接続契約が100億円だとして、100億円のうち、募集プロセスまたは電源接続関係一括検討プロセスにかかる入札保証金、またその既払い分のみが控除可能であり、既払いの工事負担金全額控除されるわけではないということではないか。 ラウンド2のパブリックコメント、また、質疑回答と多少記載方法が違ったため、齟齬がないように確認させてもらいたい。	保証金控除の条件については、考え方は第2ラウンド公募から変更しておらず、2024年1月19日公表のパブコメ回答308番にて内容をより具体的にお示しました。  ※2024年1月19日公表のパブコメ回答308番抜粋 公募保証金(第2次・第3次)の控除は、事業履行に係る保証の二重負担を回避することが目的です。したがって、電源接続案件募集プロセスや電源接続案件一括検討プロセスに係る入札保証金及び「送配電等業務指針 第88条の2」に基づく接続契約申込み時の保証金の金額(いずれも工事費負担金充当後はそのうちの既払い分)は控除対象となりますが、電源線等のアクセス線工事費の既払い分の全額が控除対象となる訳ではありません。
221	パブリックコメント 383番	パブコメ383にて、調相設備や蓄電池などの追加も事業計画の変更にあたることを示されたが、これらの変更は公募占用計画の変更を認める場合の基準に照らし適切であれば、変更が認められる事項であると認識してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	該当箇所	質問	回答
222	パブリックコメント 408番、559番	<p>&lt;2024年2月2日公募説明会質問&gt; 自己資本、自己資金を使用する場合、事業者名義の誓約書の提出を求められていると理解している。パブコメの408番では、「SPC参加の場合、当該誓約書はSPC名義で提出し、SPCの構成員から資金調達する予定である旨及び検討状況、今後必要となる手続きを記載すればよろしいでしょうか」という質疑に対して「ご理解のとおりです」と回答されている。 一方、パブコメの559番では、「SPC構成員から自己資本による調達を行う場合、SPCおよび調達元となるすべての構成員からの誓約書の提出が必要となります」とされている。 両回答を踏まえると、当該誓約書についてSPCのみが必要なのか、SPC構成員のものも必要なのかが定かではないため、どちらの理解が正しいのか。</p>	自己資本で拠出される構成員の誓約書、つまり、必要な額を拠出する社内手続等ができていていることを示されている誓約書を出していただくという趣旨です。
223	パブリックコメント 432番	<p>パブリックコメント432番において、 (質疑)SPC参加の場合を前提とした質問です。 本評価における「ファイナンスを行う主体」とは、「SPCに対して貸付を行う(予定の)者」と理解して差し支えないでしょうか。 に対し、 (回答)「ファイナンスを行う主体」とは、プロジェクトファイナンス以外の借入により資金調達を行う主体を指します。 とされております。 当該回答が指す「資金調達を行う主体」はSPC(借入人)を指しておりますでしょうか。評価基準を拝見する限り、ファイナンスを行う主体とはSPCに対し貸付を行うもの(貸付人)を指し、貸付人が「長期信用格付がA-又はA3以上」であることを求めているように読めるため、念のため確認させてください。</p>	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではないですが、例えば、ファイナンスを行う主体(=SPC)がEquity Bridge Loan (EBL)による資金調達を行う場合、SPCが金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付がA-又はA3以上の金融機関から当該資金調達額のLOIを取得しているかを確認します。
224	パブリックコメント 436番、739番	<p>コーポレートPPAに基づく収支計画について、739への回答では法的拘束力の有無が勘案されるように読めるが、一方で、436ではbinding, non-bindingの差のみならず、という記載がある。すなわち、同じオフテイクで、同じ商務条件であれば法的拘束力がある方を高く評価するが、オフテイクの信用力があり、商務条件の履行の確からしさがあれば、法的拘束力がなくとも評価されうるという理解でよいのか？また、事業計画の数字がカバーされていればLoiの数は評価に影響しないか？</p>	<p>前段について、ご理解のとおりです。2024年1月19日公表のパブコメ回答626番も参考にしてください。 後段について、LOI記載の取引量が計画の売電量をカバーできているかという点が最も重要ですが、LOIの数もリスク分散の観点で評価対象になり得ます。 ※2024年1月19日公表のパブコメ回答626番 コーポレートPPAに基づく収支計画の実現性については、事業期間にわたって必要な収入を確実に確保することができるかの観点で評価します。 例えば、オフテイクから入手した合意書等に記載されている価格・取引量・契約期間と収入計画の数値の整合性ととも、オフテイクの信用力・実績・コミットメント、契約内容等からそれらの商務条件の履行が確からしいかを確認することになります。加えて、公募占用指針で示す「オフテイクの契約不履行・倒産」リスクへの対応策(未然防止策及びリスク発現時対策)の内容についても評価を行います。 上記の基本的な考え方を踏まえ、第三者委員会の議論等を経て、最終的な評価を決定します。</p>
225	パブリックコメント 436番、739番	<p>&lt;2024年2月2日公募説明会質問&gt; コーポレートPPAをベースとした収支計画を立てる場合における評価基準について、パブリックコメントの436及び739では、的拘束力を有する商務条件について優劣がつかのうか読み取りにくかったため、見解をいただきたい。 また、いろいろなオフテイクからLOIを入手することになろうかと思うが、合意書の数は影響があるのか。</p>	224番の回答をご覧ください。
226	パブリックコメント 464番、545番	<p>令和6年1月19日公表のパブコメ#464や545などで記載されている経済波及効果に含めることができる「本公募事業と紐づくもの」の定義を明確にしてもらいたい。どういった条件を満たすことで本事業との紐づきを認められるのでしょうか。</p>	一律の定義はありませんが、本公募事業と紐づくために経済波及効果に含めることが妥当である旨が合理的に説明されることが重要です。
227	パブリックコメント 477番	<p>パブコメ477にて、連系点の集約が可能な場合に根拠資料の提出が求められているが、その根拠資料とは当該の接続検討回答書を指しており、それ以外は不要であると認識してよいでしょうか。</p>	接続検討回答書も根拠資料の一つかと思いますが、他にも適切な資料があれば提出ください。

番号	該当箇所	質問	回答
228	パブリックコメント 477番	青森県沖日本海(南側)洋上風力発電に係る事業者公募における接続検討申込(確保されている系統を承継することを前提)を行う場合、確保されている系統について、系統1(60MW)、系統2(60MW)、系統3(480MW)を集約して、1箇所の場所に連系点を集約し、600MWの計画で提出させていただくことは可能と認識しました。その場合、承継対象は系統1~3の全てが対象になりますでしょうか。 他方、公募占用指針内では、「本公募における海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準は、最大受電電力は、当該区域で活用することを希望するとして情報提供のあった系統(以下「確保されている系統」という。)の範囲で事業を実施すること」と記載されており、系統の範囲内とは、それぞれの系統の最大受電電力ではなく、3つの系統を集約する前提であれば、3つの系統の合計容量(つまり600MW内)と認識してよろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、ご質問の趣旨が必ずしも明らかではないですが、3系統の最大受電電力の合計の範囲内となります。
229	パブリックコメント 478番	パブリックコメント478への回答として「提出された公募占用計画から風車機種を変更することは認められません。」とありますが、前回ラウンドまでのご説明によれば、必要性・合理性・蓋然性があり(例えば技術革新など)、かつ、選定時の評価を下げるものでなければ風車機種の変更は認められると考えておりました。いま一度、本件に対する国のご回答をお聞かせ願います。	78番の回答をご覧ください。
230	パブリックコメント 478番	<2024年2月2日公募説明会質問> 提出されました公募占用計画から風車機種を変更することは認められませんが、前回のラウンドまでの説明によれば、事業性、合理性、蓋然性があり、かつ選定時の評価を下げるものでなければ、風車の機種の変更が認められると考えているが、もう一度ご見解を説明してもらいたい。	78番の回答をご覧ください。
231	パブリックコメント 493番	パブリックコメント493について質問です。 開発期間の体制図は評価対象外の為、別紙1への記載は不要との事ですが、こちらに誤解はないでしょうか。契約交渉などを含む開発がうまく進まない限り、着工自体ができないため、理解に齟齬がないか確認させて頂きたいものです。	2024年1月19日公表のパブコメ回答493番の趣旨は、170番の回答をご覧ください。 事業に重要な影響を及ぼす取引先との契約交渉が難航するリスクは重要であり評価対象ですので、「事業実施体制・実績」項目に関係するリスクシナリオ等で検討内容を記載ください。
232	パブリックコメント 506番	パブリックコメント506番の通り、内部収益率(PIRR)の算出においては過年分のキャッシュフローについては初年度に合算することとなっている。過年分のキャッシュフローには具体的には、SPC財務三表等フォーマットにおける運転開始までの税引前営業キャッシュフローと投資キャッシュフロー(調査設計費用、建設費用、資器材調達費用、系統費用)との理解でよいか。	基本的にはご理解のとおりです。なお、様式集別紙3 2(3)記載のとおり、内部収益率(PIRR)の計算根拠の分かる資料を別紙3の添付資料として提出ください。
233	パブリックコメント 519番	パブリックコメント519番等において、Equity Bridge Loan(EBL)についてはLLCR計算上の借入元本に含めないこととなっているが、EBLの定義としては自己資本拠出で返済が裏付けられている親会社からの有期借入との理解でよいか。	Equity Bridge Loan(EBL)については、金融機関から借り入れる場合もあると考えます。
234	パブリックコメント 527番	<2024年2月2日公募説明会質問> 別紙7では施工計画を複数記載できるものの最も評価の低い計画が評価対象になることから、最も適切と考える一案を記載するつもりである。 一方で、この一案は別紙1に仮に複数の海洋土木会社を記載した場合、そのうち1つの海洋土木会社と据え付け船(SEP船)を選択して記載するという意味か。それとも海洋土木会社、据え付け船を選択する必要はなく、施工方法自体を一案に絞ればよいか。例えば1~3社会社を記載したとして、その3社の据え付け船であれば、この施工方法であれば、どの船を使っても成り立つという記載をするのも一案だと思うが、その1社に絞って船をベースに書くという意味での一案なのか、それともこの3社全てに当てはまる一案を書くのかも認められるのか。	ご理解のとおり、別紙7では複数の施工計画を記載できるものの、最も評価が低い計画を評価対象とします。 その上で、ご質問のとおり、仮に別紙1で複数の海洋土木会社候補を記載しつつ別紙7で1つの施工計画を記載する場合は、基本的には前者(複数の海洋土木会社から最も妥当で採用可能性の高い1者の施工計画を記載)と考えますが、仮に後者(全候補者に共通する施工計画を記載)が可能であれば後者でも問題ありません。どちらを選ぶかによって、評価の優劣はありません。

番号	該当箇所	質問	回答
235	パブリックコメント 531番	パブリックコメント531についてお聞きします。 当該コメントに対する回答を拝見する限り、別紙11に「撤去工事において使用する港湾及び当該港湾の占有期間」を記載することが求められていると理解しました。 開示されている様式集では当該港湾に関する項目や欄が設けられていないため、事業者独自で項目を設けて記載するものと理解して差支えないでしょうか。 また、本事項を記載するにあたり公募占有計画が延長された場合の当該港湾の占有期間(想定)も記載すべきでしょうか。	別紙11への撤去工事において使用する港湾及び当該港湾の占有期間の記載欄の作成についてはご理解のとおりです。 公募占有計画の延長時の占有期間を記載いただくことは可能ですが、評価対象ではございません。 なお、占有許可の更新の可否については、事業者の事業継続の判断や撤去工事の準備のタイミング等も考慮し十分に余裕をもって判断することを想定しており、必ずしも認められるものではないという点についてご注意ください。
236	パブリックコメント 540番	【青森県への質問です。】 「関係行政機関の長等との調整能力」では、基本的には地方自治体をはじめとする行政機関との調整能力とありますが、認証機関、一般配電事業者および放送事業者等の行政機関に準ずる機関との調整能力も含まれますか。それとも、あくまで公的な機関のみを対象としますか。	<青森県回答> 行政権を行使している、一般的に「行政機関」と呼ばれるものに限りです。
237	パブリックコメント 545番	「本公募事業と紐づくものであれば、経済波及効果として計上することは可能です。」との考え方が提示されていますが、No.54の意見に対する考え方の中で「収支計画に含めることが可能」とされた「プロジェクトに関連する売電収入以外の収入(例えば、発電電力から製造した水素を取引することで得られる収入)」は「本公募事業と紐づく」と判断され、経済波及効果として計上することが可能との理解でよろしいでしょうか。	173番の回答をご覧ください。その上で、経済波及効果として計上することは可能です。計上する場合は、正しい項目に計上ください。
238	パブリックコメント 545番	「本公募事業と紐づくものであれば、経済波及効果として計上することは可能です。」との考え方が提示されていますが、「本公募事業と紐づく」と評価いただける収入の定義をご教示ください。	一律の定義はありませんが、本公募事業と紐づくために経済波及効果に含めることが妥当である旨が合理的に説明されることが重要です。
239	パブリックコメント 545番	令和6年1月19日公表のパブコメ#545で、「共生策に伴う県内企業への発注(例:発電施設を利用した観光、風車のイメージと掛け合わせた地域特産物の販売促進による売上など)」を経済波及効果として計上してよいとありますが、「発注」と例の中にある「売上」は内容が異なります。発注金額および売上金額は共に計上可能という理解で正しいでしょうか。	二重計上は認められません。「継続的最終需要増加額」の「その他」欄には、本公募事業(地域共生策含む)に紐づく対事業所サービスの最終需要増加額を入力ください。
240	パブリックコメント 629番	「相対取引に関する専門家等からの適切な評価レポート等が提出されている場合は評価対象となり得ます。」との考え方が示されているところ、公募占有指針上は「資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの」と規定されております。ここで、資金・収支計画の適切性が外部専門家により総合的に検証・疎明されていれば、必ずしも相対取引のみを切り出したレポートの提出がなくとも評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「資金・収支計画」項目の「ミドルランナー」基準の要件として、相対取引のみを切り出したレポートの提出は必須としてはいません。
241	パブリックコメント 645番	「将来自衛隊・在日米軍の活動に何等かの変更が生じ、(中略)撤去を余儀なくされる場合には、不可抗力として国が損害を補填すべき」との内容に対し、「48番の回答をご覧ください」との回答となっておりますが、48番の回答は防衛省への確認プロセスを明確化されたものという理解です。事業開始後の防衛計画変更による風車撤去等発生時の取扱いについてご教示ください。	国防上大きな影響を与える事態が生じた場合の実際の対応については、具体の状況を踏まえて個別の判断となりますが、本公募制度においては公募占有計画の変更認定を含めて対応が検討されることになると考えます。なお、83番の回答もご覧ください。
242	パブリックコメント 768番	「市場売電を計画する等、収支計画に市場価格が関係する場合は評価対象になりますので、将来の市場価格見通しの確からしさの分かる根拠資料を提出ください。」との考え方が提示されております。ここで、FIPは市場売電の場合の収入単価が長期的に基準単価に収斂するとの制度趣旨であったかと理解しております。入札価格であるところのFIP基準価格を収入の前提とする場合、「収支計画に市場価格が関係する」とは言えないとの理解でよろしいでしょうか。	収支計画が全く市場価格との関係性を有しない場合は、その旨が明確になるよう別紙3に記載されていれば、市場価格見通しに関する資料の提出は不要です。

番号	該当箇所	質問	回答
243	公募説明会	「91720」様の、SPC自己資本の定義に関する質問に対して、CPPAの説明をされていたと理解していますが、関連性が理解できなかったため、回答内容を書面で頂けると幸いです。	2024年2月2日の公募説明会において、「91720」様の質問に対しては、「SPCに出資する親会社が仮にいた場合、その親会社がコーポレートファイナンスで資金調達をした後で、それを出資するというパターンにおいては、SPCの資金調達形式としては、コーポレートファイナンス、要は負債による調達という扱いにはせず、自己資本による扱いとしてください」と回答しております。
244	公募説明会	<2024年2月2日公募説明会質問> SEP船の名前は記載しないようにと説明があったが、パブリックコメント230番では、記載可能と書かれている。方針が変わったのか。	152番の回答をご覧ください。
245	「青森県沖日本海(南側)」、「山形県遊佐町沖」に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について	7 「7 本情報の提供申請に対する回答」において、申請に必要な書類に不備・不足のないことが確認できてから10営業日以内を目安に、情報提供の可否および方法について電子メールで回答する。 とあるが、今回申請から情報の提供までの時間が長かった。(受理日12/17→データ受領1/17) 情報の確認時期によって、入札への検討スケジュールへ影響があるので、情報の提供は速やかに行っていただきたい。	情報提供については、できるだけ速やかに提供できるように努めておりますが、申請が非常に多数にわたる場合などには申請書類の確認に時間を要することがあります。今回の情報提供の申請では提供まで時間を要してしまい申し訳ありませんが、特に申請受付開始直後は申請が集中しますので、ご理解をいただけますと幸いです。
246	その他	昨年12月に第2ラウンドの選定結果が公表されましたが、事業実現性の評価点、特に事業の実施能力に関する評価点が海域により大きく異なっています。例えば、長崎県西海市江島沖の選定事業者は80点満点中37.5点しか獲得しておらず、第1ラウンドのルールであれば失格となったレベルであり、一方、新潟県村上市及び胎内市沖の選定事業者は80点満点を獲得しています。事業者の公募占用計画の熟度の差ということかもしれませんが、当該海域における相対評価の結果、あるいは、審査に携わる第三者委員会の構成委員の違いによるものであるとすれば、第2ラウンドの公募参加者が次回以降の公募において参加する場合、同レベルの公募占用計画を提出しても評価を受ける可能性があり、事業者の予見性が著しく損なわれると考えます。こうした観点から、過去に実施した公募の結果との整合性や同一公募で複数の海域の公募を行う場合には海域間の評価の整合性が図られているのかどうかお伺いするものです。	ご案内のとおり、第1ラウンド公募と第2ラウンド公募では評価制度が見直されており、各ラウンドはそれぞれの評価制度に基づき事業者選定が実施されます。したがって、長崎県西海市江島沖の選定事業者は、第2ラウンド公募の評価制度の下では、失格にはなっていません。 また、同一ラウンド内の各区域の評価については、各都道府県による評価や相対評価があるため、同一の計画がすべての区域で同一評価を得られる訳ではない点をご理解ください。